

総務文教委員会記録

○開催日時

令和3年9月30日 午前9時58分～午後4時38分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	中島由美子	委員	徳永武次
副委員長	屋久弘文	委員	坂口健太
委員	川添公貴	委員	山元剛
委員	新原春二	委員	山中真由美
委員	森永靖子		

○その他の議員

議員	瀬尾和敬	議員	阿久根憲造
議員	塩田耕太郎	議員	犬井美香

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	会計課長	西元哲郎
総務課長	橋口堅		
秘書室長	山元一将	教育部長	上大迫修
文書法制室長	久米道秋	教育総務課長	大濱浩一
財政課長	鬼塚雅之	学校教育課長	玉利勝美
財産活用推進課長	奥平幸己	主幹	吉永義郎
税務課長	佐多誠一	社会教育課長	松田啓美
収納課長	山口隆雄	文化課長	堀切良一
契約検査課長	園田克朗	少年自然の家所長	南竜治博
危機管理監	佐多孝一	所長代理	後藤満博
防災安全課長	堂元光信	中央図書館長	尾寄菊一
原子力安全対策室長	祁答院欣尚		
		選挙管理委員会事務局長	坂元久徳
企画政策部長	古川英利		
企画政策課長	上戸理志	監査事務局長	茶圓勝久
行政改革推進課長	東田幸一	公平委員会事務局長	
地域政策課長	下菌伸一		
情報政策課長	福元昭宏	代表監査委員	篠原和男
広報室長	川床和代		
ひとみらい政策課長	入枝哲也	議会事務局長	道場益男
		議事調査課長	川畑央

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	前門宏之
議事調査課長	川畑央	主幹兼議事グループ員	上川雄之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	行政改革推進課
	総 務 課
	秘 書 室
	文 書 法 制 室
	財 政 課
	財 産 活 用 推 進 課
	税 務 課
	収 納 課
	契 約 検 査 課
	防 災 安 全 課
	原 子 力 安 全 対 策 室
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
	会 計 課
	公 平 委 員 会 事 務 局
	監 査 事 務 局
	企 画 政 策 課
	地 域 政 策 課
	ひ と み ら い 政 策 課
	情 報 政 策 課
	広 報 室
教 育 総 務 課	
学 校 教 育 課	
文 化 課	
社 会 教 育 課	
(中 央 公 民 館)	
中 央 図 書 館	
少 年 自 然 の 家	
議 事 調 査 課	

△開 会

○委員長（中島由美子） それでは、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日の審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算に関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくをお願いします。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子） それでは、議案第95号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

△行政改革推進課の審査

○委員長（中島由美子） まず、行政改革推進課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（古川英利） 早速、決算の概要について御説明申し上げます。

決算附属書の36ページをお願いいたします。

まず、行政改革推進課は二つの柱がございますが、一つ目の行政改革の推進では、（1）のAにおいて、前年度の振り返りを行い、部局経営方針及び支所運営方針を策定し、公表いたしました。

イにありますとおり、甌はひとつ推進課の廃止、商工観光部の再編、水道局の再編など令和3年度施行の組織機構の見直しも行っております。

ウでは、第3次定員適正化方針に基づき、令和2年4月時点の目標職員数を1,000人以内としておりましたが、本年4月1日現在では988名となっており、目標は達成していると判断しております。

（2）について、令和元年度からスタートいたしました第8期行政改革推進委員会において、69補助金の外部評価を行い、補助金等の見直しを行ったところであります。

大きい柱の二つ目、次のページになりますが、甌島地域一体化推進では、（1）において、令和3年10月の組織再編に向けての準備作業を進めております。本日閉庁式を行い、明日開庁式を実施させていただきます。

また、令和2年8月の甌大橋の開通に伴い、開通記念誌を作成し、甌島地域の住民へ全戸配布したほか、九州地方整備局に対しまして甌大橋建設促進に対するお礼、縦貫道全線の早期整備についての要望活動の支援をしております。

○委員長（中島由美子） 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一） 初めに、歳出でございます。

決算書の85ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、市政改革費のうち行政改革推進課分の決算額は、備考欄のとおりでございます。

主なものといたしましては、行政改革推進委員会の委員等報酬に係る経費、並びに日額会計年度任用職員の報酬等でございます。

歳入につきましては、県支出金のうち、国勢調査事務委託金として企画政策課がまとめて受け入れた額の一部、8万4,000円を充ちたしております。

次に、決算書の91ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費で、甌島地域振興費のうち、行政改革推進課分の決算額は備考欄のとおりで、甌大橋開通記念行事に係る経費が主なものとなっております。

なお、全く予算を執行しなかったもの、多額の不用額、歳入につきましては、該当はございません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）すみません、閉庁式の準備で忙しいところ恐縮ですが、3点だけまとめて質問させてもらいます。

決算附属書の37ページ、月額会計年度任用職員のデータが記載をされておりますけれども、令和2年の4月1日時点の会計年度任用職員制度導入時点では、月額だけではなくて、日額、年額、時間額いろんな会計年度任用職員がいたと思いませんけれども、去年はいいんですが、今年はその調査をされたのかどうかということ、それから、同じページですけれども、本土4支所の業務見直し後の検証結果というのは公表されているのかどうか、してもらえるのかどうか。

それから3点目が、同じ決算附属書の36ページに記載されていますプロジェクトチームの設置の関係ですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームの設置期間が今日までとなっていますが、延長されるのか、もう終わるのか、そこら辺りをまとめてお答えをお願いします。

○行政改革推進課長（東田幸一）まず、36ページのワクチンのプロジェクトチームでございますが、12月31日まで明日付をもって延長することといたしております。

37ページでございます。日額等調査はいたしております。

それから3番目、検証ですけれども、公表するかということにつきましては、内部的なものもございますので、今後公表できるもの、仕分けをしながらちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○委員（屋久弘文）しないということでしたが、会計年度任用職員も同じ職員なので、私たちも動向も知りたいなと思っているところもあるので、さっき言いました月額だけじゃなくて、日額、年額、時間額、そういった会計年度任用職員と言われる職種の定数について、現員、人数についてはぜひ調査をお願いしたいと、要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政改革推進課の審査を終わります。

△総務課の審査

○委員長（中島由美子）では次に、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、総務課の決算の概要について説明いたしますので、決算附属書の主要施策の成果説明書の5ページをお開きください。

まず、人事・給与等に関する事項といたしまして、職員の採用・退職を含め様々な行政課題に対応するため、職員の配置調整・人事異動を行いました。

令和2年度におきましては、子ども・高齢者・障害者への虐待などの総合相談や支援体制、獣地域の医療体制の整備など喫緊の課題解決に向けた体制の強化など、重要施策推進に対応した職員配置を行ったところでございます。

6ページから7ページにかけまして、(2)の職員研修に関することでは、職員の資質や公務効率の向上を図るため、国・県や関係機関へ職員を派遣するとともに県自治研修センターでの研修等を実施しております。

8ページになりまして、2の職員の福利厚生及び健康管理に関することでは、職員の健康管理のため、健康診断の実施や職員厚生会を通じて人間ドックに対する助成を行うとともに、メンタル相談のほか、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを行うなど、心身両面の健康保持増進に努めてまいりました。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）まず、歳出について説明をいたします。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分の支出済額は23億8,593万606円です。事項、総務一般管理費では、障害者枠の行政事務専門員、育児休業・病気休暇職員等の月額の代替専門員のほか、特別職及び職員分の給与費などの人件費と、人事交流に伴う人件費相当分の負担金が主なものです。

次に、85ページをお開きください。

職員厚生事業費ですが、職員定期健康診断委託ほか23件の委託料、職員厚生会への負担金の支出が主なものです。全く予算を執行しなかったものはありません。

続きまして、99ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費の支出済額は4万1,810円です。本事業は、旧町村職員に対する旧恩給組合への市町村負担金になります。

続きまして、歳入を説明いたします。

63ページをお開きください。

21款5項4目雑入で、鹿児島県地方公共団体情報システム機構、後期高齢者医療広域連合、土地開発公社への職員派遣に伴う派遣協定収入が主なものです。収入未済額はございません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 総務課にも3点お尋ねをしたいと思います。

今、部長から説明があった決算附属書の中で、市主催の研修というのは新規採用職員研修のみなのかどうかというのを1点お尋ねをします。

それから、決算書の86ページ、11行目に人事交流負担金5人分の計上とありますけれども、3,632万7,192円、今説明のあった決算附属書の6ページの派遣研修のどの研修先に負担をしているのかを教えてください。

関連しまして、決算資料1の41ページの負担金に県北薩地域振興局等からの業務支援派遣に係る人件負担金4人分3,608万7,192円とありますけど、どんな業務で支援をお願いしたのかということ。

それから、予算資料の55ページになりますが、職員厚生事業費の委託料の中で蜂毒・破傷風電離健康診断、B型肝炎の予防接種の対象者が甌島地域の職員だけになっているように思えますが、ひよっとすれば6行目にある市職員の予防接種実施に関する業務委託に本庁、4町支所が含まれているのかもしれませんが、そこら辺りはちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

○総務課長（橋口 堅） まず、職員研修の関係でございますけれども、これまでは職員研修につきましては、年間500万円ぐらいかけて延べ400人ぐらいを研修をしていたんですけれども、

このコロナ禍の関係で密になりますので、集合研修ができないということで、研修の内容はほとんど自治研修センターへの派遣の研修になります。

この自治研修センターの派遣につきましては、新規採用職員以外でも採用後3年とか5年とか、グループ長になった時点とか、課長代理になった時点とか、階層ごとに研修を行っておりますので、その研修に今参加させているところです。

それから、支払っている負担金につきましては、県から4人——契約検査課、建築住宅課、林務水産課、交通貿易課に4名、一応県から職員を派遣をさせていただいており、市の仕事をしていただいております。

ただ、派遣協定に基づきまして給料は派遣元で払っておりますので、その4名分の人件費相当分を県のほうに支払っている分が3,600万円になります。

業務内容としましては、契約検査課につきましては入札契約制度の関係、それから施工管理の指導、建築住宅課につきましては建築指導業務、林務水産課につきましては木質バイオマスや森林管理指導業務等を行っているところです。交通貿易課につきましては港湾業務にということになります。

それから、予防接種についてでございますけれども、おっしゃったように、甌島だけではなくて、予防接種委託ということで130万円ぐらい行っております。B型肝炎につきましては、ほとんど甌島です。診療所と消防業務の関係で、血液に触れる業務を行っている方がB型肝炎ウイルスに感染する危険性があるということで、28名が予防接種を行っております。

そのほか、以前、B型肝炎ウイルスを接種をした方でも、抗体がなくなっている可能性もありますので、希望者に対しては抗体検査を行い、それが3名になります。

それから、破傷風につきましては、本庁、支所合わせて109名、特に現場に行つて土に触れるような業務を行う方々に予防接種を行っております。

それから、蜂対策につきましては47名で、これも抗体がなくなっている方もいらっしゃいますので、希望者に対しては76名抗体検査も実施をしております。

○委員（屋久弘文）先ほど言われた自治研修センターに研修を委託しているというのはよく分かりますが、前から委員会の中でも私も触れているんですが、こういうパワハラ対策であったり、メンタル予防の対策であったり、そういった関係の研修をぜひやってもらいたいと。コロナ禍のこんなときだからこそやってもらいたいとお願いしているところですけども、今後検討いただきたいと思います。

あと人事交流負担金は、であれば、数字が間違っているということなのかなと思っているんですが、決算書の86ページの11行目の人事交流負担金3,632万7,192円、それから、決算資料の負担金が3,608万7,192円で24万円多分違うと思うんですが、そこら辺りは整合性は取れていますかね、再度確認をします。

○総務課長（橋口 堅）この24万円の分は、地方公共団体情報システム機構に派遣している職員の借り上げ住宅の派遣元負担金ということで支出をしております。

それから、先ほどのハラスメント等の研修につきましてですけども、先ほど言いましたとおり、現在、コロナ禍の関係で集合研修ができないわけですけども、この自治研修センターでは全ての階層研修において、ハラスメントと、LGBTと、それからメンタルヘルス、これがほぼ必須になっておりますので、一応その中で研修をしていただいているということと、今後、コロナ禍が収束をして集合研修等ができるようになりましたら、ハラスメント研修等も——ハラスメント、それからLGBT、メンタルヘルス等も積極的に実施をしていきたいと考えています。

○委員（屋久弘文）はい、分かりました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）秘書室の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策の成果は9ページからになります。

秘書室は、市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務をはじめ、式典、儀式、褒章及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など加入団体による国・県等への陳情・要望活動等を主な業務としておりまして、成果につきましては9ページから12ページまでに記載しているとおりでございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、各種式典等の中止・縮小等も行っているところでございます。

今後も引き続き、市長、両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいります。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○総務課秘書室長（山元一将）まず、歳出でございます。

決算書の87ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の決算額は秘書管理費807万2,988円でございます。

秘書管理費においては、行政事務専門員報酬一人及び報酬に係る職員手当、社会保険料のほか、市長賞や叙勲褒章受章者に対する記念品代、陳情・要望等に係る旅費、会議・慶祝等に係る交際費、市長車借上料等の使用料及び賃借料、モバイルノートパソコン導入に係る備品購入費、全国市長会分担金をはじめとする加入団体負担金及び会議等出席負担金が主な支出でございます。

なお、不用額の大きなものについては、秘書管理費における旅費が該当しておりまして、不用額が108万8,040円ございました。理由は先ほど田代部長のほうからもありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、出張業務自体が中止になったり、あるいは感染予防のため、出張を控えた結果、残額となったところでございます。

歳入については、秘書室のほうは該当がございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次は、文書法制室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）文書法制室の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策の成果説明書の13ページをお開きください。

文書法制室は、文書の送達に関することでは、庁外への文書の発送事務を行い、郵便料金の割引制度を積極的に活用しながら、郵便料金の縮減に努めております。

2項目め、文書の浄書、印刷等に関することでは、本庁及び支所の電子複写機や印刷機の管理を行いました。

3の議会・法制に関することでは、所管課と調整しながら議案等を作成したほか、規則等の審査を行いました。

4番目、固定資産評価審査委員会に関することでは、文書法制室が事務局をしておりますが、令和2年度中の審査の申出はございませんでした。

最後に、5の情報公開及び個人情報保護に関することでは、公文書の開示請求のほか、個人情報の開示請求について、必要に応じ、各課への助言を行っております。

これらの事務の処理状況等につきましては、それぞれの項目の各表に示しているとおりでございますが、このほか、各課における事務執行上の課題に関し、法律的な解釈、考え方等の指導業務も行っております。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○文書法制室長（久米道秋）まず、歳出から説明をいたします。

決算書の87ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済額1億3,886万7,242円のうち、文書法制室分は、

9,022万7,379円であります。

88ページの備考欄中段、上から四つ目の丸印のところを御覧ください。

文書行政一般事務費の主な内容を説明いたします。

まず、報酬は、行政事務専門員一人の報酬になります。

次に、郵便料は、市民や企業宛ての封書やはがきなどの郵便のほか、本庁一支所間の荷物の送付に係るものであります。

次に、電子複写機等賃借料は、本庁及び支所のコピー機や印刷機の賃借料であります。

続きまして、次の丸印、情報公開事務費の主な内容を説明いたします。

まず、文書整理用ファイル・保存箱は、公文書管理用の紙ファイルとダンボール製の保存箱を購入したものでございます。

委託料は、文書整理の際の出張裁断業務委託でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

決算書の25ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料になりますが、文書法制室分は、備考欄、上から五つ目の米印で、諸証明手数料と情報公開開示請求手数料でございます。情報公開開示請求手数料は、株式会社等が開示請求の際に支払う手数料で、1件につき1,000円を納めていただいております。

続きまして、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入になりますが、文書法制室分は備考欄、ページ中ほど、上から二つ目の米印で、コピー代の実費収入でございます。情報公開時に写しの交付の際のコピーの実費収入と情報公開によらないコピーの実費収入でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一） 財政課の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策の成果は16ページからになります。

財政課は、予算・決算に関する業務のほか、市債の借入れ・償還、地方交付税等の業務を行っており、予算編成状況、市債残高等については、お示ししてあるとおりでございます。

令和2年度におきましては、普通交付税の段階的縮減が最終年度になり、これまでの合併前の市町村による算定から合併した一つの市としての算定（1本算定）に変わっております。

この段階的縮減に対応するため策定いたしました財政運営プログラムにつきましては、令和2年度最終年度になりますが、決算におきまして、地方債残高及び積立金残高ともに財政見通しの目標を達成しているところでございます。

○委員長（中島由美子） 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之） まず、歳出から説明いたしますので、決算書の89ページを御覧ください。

2款1項3目財政管理費の支出済額は、895万7,054円であり、主なものは、備考欄のとおり、決算書の印刷、歳出7節廃止に伴う財務会計システム改修業務委託、統一的な基準による財務書類作成支援業務委託であります。

次に、5目財産管理費、事項、財産一般管理費のうち財政課分の支出済額は、27億971万6,000円であり、財政調整基金及び減債基金の積立金であります。

次に、215ページを御覧ください。

12款1項公債費1目元金は、支出済額49億3,549万6,572円であり、2目利子は、支出済額1億7,027万5,712円であります。

次に、217ページを御覧ください。

14款予備費は、充用件数21件で、総額は5,720万円となりました。

次に、歳入について説明いたします。

9ページを御覧ください。

下のほうになります、2款地方譲与税から13ページの8款環境性能割交付金まで、また、

同ページの10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、それぞれ収入済額のとおりであります。

次に、31ページを御覧ください。

15款2項1目総務費補助金27節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策や地域経済対策の財源として、国から交付されたものであります。

次に、53ページを御覧ください。

17款1項2目利子及び配当金のうち、財政課分は備考欄のとおり、財政調整基金利子収入及び減債基金利子収入の2件であります。

次に、55ページを御覧ください。

17款1項3目基金運用収入は、備考欄のとおり、財政調整基金を国債等により運用することで生じた益金であります。

次に、57ページを御覧ください。

18款1項9目一般寄附金は、市政に活用いただきたいとのことで御寄附いただいたものであります。

次に、同ページ下段、19款1項基金繰入金のうち財政課分は、1目財政調整基金繰入金及び次の59ページ、17目減債基金繰入金であり、いずれも予算計上額のとおり繰入れを行ったものであります。

次に、59ページ下段、20款繰越金は、備考欄のとおり、純繰越金及び繰越事業費等財源充当繰越金として収入したものであります。

次に、63ページを御覧ください。

21款5項4目雑入のうち、財政課分は、備考欄の中ほどの鹿児島県市町村振興協会市町村交付金で、ハロウィンジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじの収益金を配分されたものであります。また、次の行の災害見舞金は、昨年7月の豪雨災害に対するもので、6団体からの見舞金であります。

次に、77ページを御覧ください。

このページから81ページにかけての22款市債については、いずれも年度内に予定した額の借入れを実行したものであります。

次に、81ページ下段、23款法人事業税交付金は、県の法人事業税収入に3.4%を乗じ、法人税割額で案分して得た額を市町村に交付されたものであり、平成28年度の税制改正により創設

され、令和2年度から適用されたものであります。

次に、219ページを御覧ください。実質収支に関する調書について説明いたします。

令和2年度の一般会計歳入総額は693億8,368万6,000円、歳出総額は663億9,680万5,000円で、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は29億8,688万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8億2,057万3,000円を差し引いた実質収支額は、21億6,630万8,000円となりました。

次に、財産に関する調書のうち、財政課分の財政調整基金及び減債基金については、340ページに記載してあります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 1点だけお尋ねをします。

今の総体の報告もありましたけれども、決算書の90ページに財政調整基金積立金27億781万9,000円と記載がされておりますが、監査の意見書の6ページに比較が記載をされているところで、費消した額も23億8,513万9,000円であり、差引き3億2,268万円、財政調整基金でいえば増える計算になっていますけれども、コロナ禍で一般財源も相当支出されたはずなのに、3億円以上積立てができたということですが、そういった理由をどういふふうに捉えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

同じく審査意見書の8ページに、詳細が掲載をされているんですが、にらめっこをしましたけれども、なかなか理解が難しい。自主財源は3億以上減って、依存財源が相当増えているというのは分かります、見れば。

ただ、さっきも言いましたが、コロナ禍であつていろんな執行もあつたはずなのに、ひょっとすればコロナ禍で逆に何も事業ができなかったから残が増えたのかなとも思いますけれども、とにかくこれだけのお金を積み立てられた理由を簡単に教えてもらいたいと思います。

○財政課長（鬼塚雅之） 今の質問については幾つか要因がありまして、まず1点目、財政調整基金につきましては、財政運営プログラムにおいて、段階的縮減に対応するため財政運営プログラ

ムを策定しているところなんです。その中において段階的縮減による縮減の分を緩和するために、年次的に財政調整基金を取り崩しながら、緩和を行って運営をしている状況でありますというのが、まず1点。

2点目は、財政調整基金が増加した要因としまして、令和元年度の特別交付税が交付決定額が遅れたことによって、例年でありまして、3月の最終日に特別交付税の予算超過額を積立金として計上しておりますが、それができなかったこと、です。その分は実質収支という形で令和2年度に繰り越される形になりました。

令和2年度におきましては、その特別交付税の超過分を例年にない積立てという形で積み立てたことが、財政調整基金が結果的に繰入れよりも積立てのほうが多くなった要因であります。

令和元年度の予算超過額というのは6億円程度でありましたので、そこを考えますと、実質は3億程度やはりマイナスです。というのが、その部分というのが、財政の指標の中で実質単年度収支という指標があります。これは、当該年度の歳入において当該年度の歳出を賄っているかどうかを判断する収支であります。この実質収支は、先ほど申し上げた段階的縮減に対応しながら財政調整基金を取り崩しながら運営していたというのを反映して、平成27年度からずっとマイナスであります。

少しずつそのマイナス幅は減ってきておりますが、やはり令和2年度においても実質単年度収支は赤、マイナスです。というのは、結局ここが赤になるということは、当該年度の歳出を当該年度の歳入で賄えていないと。今まで積み立てた貯金で生活をしていたという状況を表している指数になります。

ですので、屋久委員おっしゃいました、確かにコロナ禍において、財政調整基金が増えているように見えるのはちょっとおかしいんじゃないかというのは分かりますけれども、決してそうではなくて、きちんとコロナに対する対応としましては、予算を組んで対応したところであります。

それと、屋久委員の話の中でもありましたとおり、コロナによる今度は歳出が執行できなかった、事業が執行できなかった要因というのもあります。それも補正で9月補正、12月補正、3月補正と

いう形で減額補正をしておりますが、その一般財源も、今申し上げた3回の補正でも約10億程度一般財源を減額しております。

大きなものは、国体による事業費は4億数千万円でしたけれども、そのうちの一般財源が2億数千万円ありましたので、それが一番大きな要因かなど。

ただし、この2億数千万円につきましては、令和2年度決算においては必要な額ではありませんけれども、後年度——令和5年度には実施されるものであり、それ相応の一般財源がその時点になれば必要になるものと思っております。

以上が、財政調整基金が決算令和2年度だけを見ると増えたように見えますけれども、決してそうではないというのがちょっと財政課の見解であります。

○委員（屋久弘文） 詳しく説明していただいております。

財政調整基金が増えたというイメージで取られてもいけないのかなと思ったものですから、今あったように、単年度収支でいけば赤字だということとはよく分かりましたので、委員の皆さんも理解できたんじゃないかと思っております。終わります。

○委員（川添公貴） 単年度収支が赤字だったというのを聞いてちょっと思ったんですけど、それは置いて、令和2年度においてはかつかつの中でしっかり運用されているところが見えるんですが、1点ちょっとお聞きしたいのは、自主財源比率が33.2、減っているわけですね。減っている中において、実質公債費比率も減っている。それから、将来負担比率も減っているわけですね。

というのは、かなり経営内容がよくなっているという数字を見て取れると思うんですが、その要因はどこにあったのか。これはゼロに近いほどいいんで、その要因がどこにあったのか。国からコロナ対策費として出たやつを事業組替えをしてかなり一般財源を削ったところもあったとは思いますが、それについて説明をいただきたいと思っております。

○財政課長（鬼塚雅之） 自主財源の状況は、令和元年度と比較すると構成割合としましては減っている形になります。この要因としましては、基本的にはコロナの交付金、国からの地方創生臨

時交付金、そのほかワクチン接種等に係る補助金、国からの負担金、そういったコロナ対策に対する負担金と補助金が増えたことによる、それで事業費は膨らんでしまい——歳出額は膨らみますので、それで自主財源比率は落ちております。

歳出額が膨らんでおりますので、それによる要因がこの自主財源が減っている要因かなと思いい——自主財源自体は変わっていないんですけども、比率が減ったのはその要因だと思います。

実質公債費比率が下がっている要因は、今の部分とはちょっと違っていて、基本的には公債費が減ってきている、地方債残高が減少してくることに伴う単年度の公債費、借金の償還額ですね、その部分が減ったことが実質公債費比率が減少してきている要因です。

将来負担比率につきましても、将来負担比率の場合は、今度は単年度の話ではなくて、後年度の将来的にどんだけ負担する必要があるかというものを表す指標なんですけど、ここは大きなものが地方債の残高、ここが一番大きいんです。地方債の残高がやはり減少してきておりますので、将来負担比率もそれに依って減少してきているものでございます。

○委員（川添公貴） いや、何を聞いたかったかということ、この厳しい中でかなりいい数字であるとは個人的には思ったところでした、努力されたんだろうと思って。

今の回答を聞くと、自然減だというような感じを受け取れるんで、結局、元本をどんどん返していくからどんどん減っていくわけなんで、そうじゃなくて、コロナ禍で多様な運用の方法を用いながら、やっぱりそういう方向に持っていったんだろうと私は推測したんで、よく運営されたなと思って質問したんですけど、自然減ということであればそのように受け止めておきたいと思っております。

○財政課長（鬼塚雅之） 今説明したものは自然に減少してきたということを説明したわけではなくて、直接的な要因の部分を説明したものであります。

公債費が減ってきているもの、減ってきている要因、それから地方債残高が減ってきている要因というのは、それは財政運営上計画的に借入額を抑制しながら、かつ単年度当たりの公債費も後年度の負担を考えながら借り入れ、通常であれば公

債費というのは国の基準に基づいて——国の基準というのが施設の耐用年数ですね、基本的には借金というのは耐用年数の中で償還をしていく形を取っておりますが、本市においては、その部分を後年度の負担も考慮しながら、少し短めに返済期間を設定しまして、早めに返す努力をしております。

ですので、実は令和元年度とかそのちょっと前あたりは、そこがピークに来ておまして、公債費が少し増えた年度があったと思いますけれども、そこも大分落ち着いてきておまして、今のままの借入れのペースでいきますと、この状況は保てるかなとは思っているところです。

決して自然に、ただ何もせずに減ってきたというわけではありまして、私の先輩の方々からずっと脈々と続いている財政運営のやり方、そこをずっと踏襲していきながら、ここを調整をしているところでもあります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）財産活用推進課の概要を御説明いたします。

決算附属書は19ページになります。

財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務を含め、公有財産の事務総括、庁舎・公用車の維持管理などのほか、指定管理者制度の総合調整、公共施設マネジメントを執行行っております。

1の市民まちづくり公社運営補助金につきましては、まちづくり公社の運営に要する経費を補助することにより、市民の生涯学習の推進と福祉の向上に努めました。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策等により、利用者数は4割程度の減となっております。

また、令和3年3月末をもちまして川内文化

ホールが閉館となり、事務所を東郷支所の2階に移転しております。

2の財産管理費では、普通財産の保有物件など随時売却を行いました。

また、閉校跡地であります旧東郷中学校や遊休公共施設である旧いこいの村などの利活用に取り組んでおります。

公共施設マネジメントにつきましては、公共施設の再配置の方針及び更新費用等について取りまとめました公共施設個別施設計画を策定いたしました。

3の庁舎管理費では、令和2年度までの継続費による本庁舎空調設備更新工事や新型コロナウイルス感染予防対策として、サーモカメラ設置、本庁・支所のトイレ洗面器の自動水栓化及び警備・機械設備の保守管理等の委託を行い、庁舎等の適正な管理に努めております。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己）決算書85ページをお開きください。

備考欄の一番下から88ページまでにかかっておりますが、2款1項1目一般管理費のうち財産活用推進課分は、市民まちづくり公社運営補助金3,894万2,373円になります。

次に、89ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、事項、財産一般管理費の財産活用推進課分につきましては、支出済額9,013万1,884円であります。

主な支出は、行政事務及び施設点検業務専門員の報酬等、公共施設個別計画策定支援業務ほか47件の委託料、旧朝陽小学校プール解体工事ほか6件の工事請負費、旧東郷中学校と分譲団地の土地建物売買契約解除に伴う2件の償還金、市有施設保全基金への積立金等が主なものでございます。

同ページの一番下から92ページにかけて車両管理費がございました。説明いたします。車両管理業務専門員の報酬等のほか、集中管理公用車両借上料、薩摩川内市安全運転管理協議会年会費ほか2件の負担金となります。

次に、99ページをお開きください。

2款1項1目庁舎管理費は、支出済額5億159万2,860円で、令和元年度からの本庁

舎空調設備更新工事に係る継続費の令和2年度繰越額を含んでおります。

主な支出は、庁舎機械設備管理業務専門員、会計年度任用職員の報酬等、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託ほか42件の委託、本庁舎空調設備更新工事ほか38件の工事、サーモカメラシステム一式ほか3件の備品購入、防火管理協会会費ほか5件の負担金が主なものでございます。

次に、215ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費でございますが、財産活用推進課分の執行はございませんでした。

次に、別紙、令和2年度決算に係る50万円以上の節間流用一覧をお開きください。別紙になっております表でございます。

本課分は、1ページの1番に、一番上でございます。

これは、分譲団地の土地売買契約解除に伴う返還金で、契約解除後、速やかに処理する必要があり、償還金利子及び割引料が不足したことから、258万3,000円を流用し、執行したものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

決算書の15ページをお開きください。

14款1項1目1節総務使用料のうち財産活用推進課分は、行政財産使用料で、庁舎の土地改良区事務所等に対する行政財産の使用料などになります。

次に、25ページでございます。

14款2項1目1節総務手数料のうち財産活用推進課分は、保管場所使用承諾証明書の発行手数料になります。

次に、51ページでございます。

17款1項1目1節財産貸付収入のうち財産活用推進課分は、貸家料（滞納分）から貸地料の6項目で、ポリテクカレッジ川内や入来職業能力開発校などの貸地料が主なものでございます。

なお、収入未済額が29万170円——過年度分の2件でございますが——でございます。1件は26万1,120円で、平成26年度、旧野下小教職員住宅を東京のスポーツウェア製造会社に貸し付けましたが、業績不振により引き上げております。現在、連絡が取れない状況となっております。

したことから、その後、事務所所在地を訪問いたしました。法人の所在を確認できなかったことから、自治法施行令の規定により徴収停止を行っております。

もう1件は、2万9,050円で、樋脇町の集落移転者向け住宅用地の貸付料で、平成17年度債務者が死亡し、相続人等は相続放棄をしており、収納が困難なことから、こちらも徴収停止をしたところでございます。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち財産活用推進課分は、南日本放送等の株式配当金収入及び市有施設保全基金利子収入になります。

次に、55ページでございます。

17款2項1目1節土地建物売払収入のうち財産活用推進課分は、土地売払収入で普通財産16件分になります。

同じページの同項2目1節物品売払収入のうち財産活用推進課分は、物品売払収入で公用車等の売却50件分になります。

次に、59ページをお開きください。

19款1項60目1節市有施設保全基金繰入金で、庁舎維持補修費等へ充当をいたしております。

次に、61ページでございます。

21款5項2目1節弁償金のうち財産活用推進課分は、本庁舎に係る建造物損壊弁償金になります。

63ページをお開きください。

同項4目1節雑入のうち財産活用推進課分は、庁舎案内板広告掲載収入から自動車共済共済金までの10項目になります。

次に、77ページをお開きください。

同項5目1節違約金及び延滞利息でございますが、過年度分で1件が309万円収入未済となっております。これは、大村高校跡地売買契約解除に伴う違約金で、納付書を事務所所在地に送付いたしました。返送されてきており、連絡が取れない状況だったため所在地を訪問いたしました。法人の存在を確認できなかったことから、こちらも徴収停止としております。

続きまして、財産に関する調書を説明いたします。

333ページから次のページにかけては、公有財産の土地及び建物、山林、動産及び物権につい

て記載しております。

次に、335ページの有価証券の財産活用推進課保有分は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社南日本放送、株式会社南日本銀行になります。

次に、336ページの出資による権利の財産活用推進課分は、下から5番目、薩摩川内市民まちづくり公社出捐金になります。

337ページから339ページまでは、無体財産権、重要物品、債権の状況を記載しております。

340ページからの基金の状況ですが、財産活用推進課分は、上から3番目、市有施設保全基金になります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 先ほど決算附属資料の19ページの財産管理費の中で分譲団地の売却や普通財産の処分を進めているという発言がありましたけれども、分譲団地は令和元年度末でどの程度の区画があって、令和2年度中にどのくらい売却はできたのか、あるいは普通財産について売却例があれば、教えてもらいたいと思います。

それからもう1点、市民まちづくり公社の運営補助金の中で、今年の3月末で川内文化ホールが閉館になっていますが、令和3年度においては相当数金額はその分は必要なかったんじゃないかと思えますけど、どの程度文化ホールを閉館したことで費用的に必要でなくなったのかを教えてくださいたいと思います。

○財産活用推進課長（奥平幸己） 今の分譲団地ですが、樋脇の田代ニュータウンと、入来のおさひ団地、それから祁答院が2か所——大村団地と早馬団地であります。全部で今51区画残っているということになります。残念ながら、令和2年度は1件も売れておりません、逆に令和元年度売れた分が1区画返還をされております。

あと普通財産の状況につきましては、随時売却をしている物件もございますが、随時不動産鑑定とかかけながら売却は進めていきたいというふうに考えております。

令和2年度は16件ですか、雑種地とか宅地も含めて、売買代金で7,600万円程度となっております。面積で4,600平米ぐらいでござい

ます。

あと市民まちづくり公社の分については、ちょっと文化ホールのほうにつきましては、文化課が所管でその分の経費が幾ら落ちたかというのはちょっと今お答えできないところでございます。

○委員（屋久弘文） ありがとうございます。塩漬けされた土地とは言いませんが、売却に努力をしてもらいたいなと思っています。

市民まちづくり公社については、たしか人件費なんかも財産活用推進課にまとめることになったと思うので、総体の額を比較したとしても分からないので、文化ホールについてはまたどこか文化課あたりの決算の中でお尋ねをしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一） それでは、税務課及び収納課の概要を御説明いたします。

決算附属書20ページをお開きください。

まず、税務課でございますが、税務課では、納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、公平かつ適正な課税に努めてまいりました。

20ページから23ページまでにかけては、市民税、固定資産税、軽自動車税と、各税目ごとの賦課事務の処理状況を示してございます。

また、23ページから24ページにかけては、国民健康保険税の状況と、税務課所管に係る税外収入の事務処理の状況を記載しておりますので、御参照ください。

次に、収納課でございますが、収納課は市税、国保税の徴収と滞納整理を担当いたしております。

25ページから収納事務の処理状況をお示ししてございます。

令和2年度におきましては文書、電話等による

納税催告、財産調査、差押え、公売等を実施し、年度末には市税等滞納特別対策本部を設置して、滞納対策に努めました。

今後も自主財源の安定的確保及び税負担の公平性を図る観点から、市税等の収納率向上に取り組んでまいります。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）歳出から御説明いたします。

決算書は105ページでございます。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費は、支出済額4億6,153万2,708円でございます。

備考欄で御説明いたします。

税務一般管理費は、行政事務専門員、これは土地調査業務専門員でございます、その人件費と税務課、収納課及び8支所の税務担当職員66人分の職員給与等が主なものでございます。

2目賦課徴収費は、支出済額1億6,108万2,919円でございます。賦課徴収事務費では、行政事務専門員4人、これは相続人調査業務専門員一人と家屋事前調査業務専門員3人でございますが、その人件費と、委託料としまして令和3年度評価替に伴うシステム改修業務委託ほか24件、使用料及び賃借料として地方税電子申告支援サービス利用料ほか4件が主なものでございます。

次に、107ページをお開きください。

備考欄、上から3行目、還付加算金72件及び市税等過誤納払戻金1,312件がございますが、これは、主には法人市民税の過誤納払戻しに係る還付加算金及び払戻金でございます。

固定資産評価事業費は、固定資産土地評価業務委託ほか1件でございます。

収納率向上特別対策費及び徴収管理費は、収納課から御説明いたします。

○収納課長（山口隆雄）同じく107ページの2目賦課徴収費のうち、収納課分について説明いたします。

備考欄の上から7行目、収納率向上特別対策費で、主なものは、行政事務専門員3人の報酬及び社会保険料並びに職員手当等です。

次に、徴収管理費で主なものは、納税お知らせセンター運用業務委託ほか4件の委託料です。

○税務課長（佐多誠一）続きまして、歳入に

ついて御説明いたします。

歳入につきましては、収納課分も併せて御説明いたします。

決算書、9ページをお開きください。

1款1項市民税は、収入済額44億2,054万3,502円でございます。不納欠損額は459件、430万3,401円でございます。還付未済額は個人分の2万7,607円、収入未済額は1億1,634万5,224円、件数は6,698件でございます。

2項固定資産税は、収入済額78億8,682万4,045円でございます。不納欠損額は2,741件、1,731万8,081円。還付未済額は現年分の1万5,900円。収入未済額は4億8,932万5,710円、件数は2万1,859件でございます。

3項軽自動車税は、収入済額3億6,706万4,915円でございます。不納欠損額は268件、140万8,468円。収入未済額は1,711万9,100円、件数は2,966件でございます。

4項市たばこ税は、収入済額6億1,546万401円でございます。

7項入湯税は、収入済額1,211万8,200円でございます。

8項使用済核燃料税は、収入済額4億9,761万円で、使用済核燃料1,843体に課税しております。

以上、市税全体の収入済額は、ページの一番上になりますが、137億9,962万1,063円でございます。

不納欠損額は、全体で2,302万9,950円、件数は3,468件でございます。収入未済額は、全体で6億2,279万34円。内訳は、現年課税分が1億6,518万3,070円、滞納繰越分が4億5,760万6,964円でございます。備考欄の還付未済額は、合計で4万3,507円でございます。

以上が、市税についてでございます。

次に、決算書25ページをお開きください。

中段の14款使用料及び手数料2項手数料1目1節総務手数料のうち、税務課分は、備考欄中ほどの資産等証明手数料、公簿閲覧手数料及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料の計

647万6,500円でございます。

27ページに続きます。

備考欄上から2行目の2節督促手数料は、収入済額259万1,789円。不納欠損額は29万800円、収入未済額は288万7,400円。還付未済額は500円でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

中段になります。16款県支出金3項県委託金1目総務費委託金、2節の徴収費委託金は、個人県民税の取扱件数に応じて交付される県税徴収事務委託金で、収入済額1億3,652万2,549円でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

一番下のほうになります。19款繰入金2項特別会計繰入金1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金のうち、収納課分は、収納率向上のために県から交付される国保調整交付金を、収納課の事業費等に充てるために特別会計から繰り入れている繰入金で、収納済額は559万3,000円でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

上段の21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目1節延滞金は、1,793万4,915円でございます。2目1節の過料はございません。

同じく61ページ、一番下の5項雑入1目1節の滞納処分費25万1,900円は、不動産鑑定委託料に係る滞納処分費でございます。

その下、2目1節弁償金のうち税務課分は1万3,400円で、これは原動機付自転車の標識を紛失したときの弁償金67台分でございます。

最後に、財産に関する調書のうち、税務課分の債権、個人市民税特別徴収に係る翌年度分につきましては、339ページに記載してございますので、御覧ください。

○代表監査委員（篠原和男） 監査委員の篠原でございます。

先ほど税務課長の令和2年度決算の説明の中で、収入未済額について説明がございましたが、これに関連して令和2年度薩摩川内市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、審査意見書に訂正がありましたので、その報告をさせていただくとともに、おわびを申し上げます。

決算審査意見書の12ページをお開きください。

中段の市税に係る収入未済額処理状況の表につ

いてでございます。この表は、当局の資料を基に作成しましたが、当局から資料に誤りがあった旨の報告を受けたために訂正するものでございます。

訂正は4か所でございます。まず、表の左から2列目の収入未済額ですが、現年課税分について、1億6,519万4,858円を1億6,518万3,070円に訂正方をお願いいたします。

滞納繰越分についてでございます。4億5,759万5,176円を4億5,760万6,964円をお願いいたします。

また、表の一番右側の催告中のもので、現年課税分について1億5,532万1,450円を1億5,530万9,662円をお願いいたします。

滞納繰越分についてでございます。2億1,705万4,044円を2億1,706万5,832円をお願いいたします。

今説明いたしましたけど、合計額については変更はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（中島由美子） よろしいでしょうか。また正誤表は出されますので、よろしく申し上げます。

では、ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） すみません、1点だけ収納課にお尋ねをします。

さっき決算附属書の25ページで、納税お知らせセンターの話がありましたが、1,200万円程度で運用業務の委託を行っているようだけれども、委託を開始をされて相当期間が経過をしていると思いますが、納税お知らせセンターの成果というのか、効果というのか、それは収納課としてどのように捉えていらっしゃるのか、現時点の感想でいいんですが、それだけお尋ねをします。

○収納課長（山口隆雄） 納税お知らせセンターにつきましては、平成29年7月から運用契約して進めております。現在、オペレーター3人で開庁日の日数分毎月業務を行っておりますが、まず、20日程度のうちに午前9時から17時までで電話、もしくは文書での通知等を行っております。

うち8日程度は昼の12時から夜の8時まで業務を行い、また、うち2日程度は土日に出て電話催告等を行っております。

それ以降の状況ですが、収納率のほうにつきましても、我々は特に滞納繰越分につきましての処理等を行うわけですが、現年の早いうちの段階から未納になっている方にお知らせをすることで、早期の納付が進められているというふうに感じております。

その中の一つに、督促状の発送件数が非常に下がってきておりまして、平成29年が督促状の発送件数が5万1,000件ほどございましたが、令和2年度は3万8,500件ほどになっております。これも納税お知らせセンターのほうから早期に納付のお願いをしていることから、こういう効果が現れているというふうに思います。

もちろん、収納率のほうについても、昨年はずっとコロナの関係で猶予等がございましたので、若干下がった部分がございますが、上昇傾向にあるというふうに考えております。

○委員（屋久弘文） ありがとうございます。決算資料の1の185ページのデータもずっと眺めていましたが、まだ結構な未納があるなというふうに感じているところです。引き続き、納税お知らせセンター等とも連携を図りながら収納向上に努めてもらいたい、収納率向上を上げてもらいたいと思っています。ありがとうございます。

○委員（新原春二） 今も副委員長のほうから収納率の向上についてありましたけども、非常に収納の関係で現時的に個人情報関係もありまして、非常に収納に関しては大変な作業になっているんじゃないかというふうに危惧しております。何かと御苦労さんでございます。

ただ、それだからといって収納義務がおろそかになってはいけないわけで、我々もこうして議会の中でこうした未収額についてやっぱり指摘をせざるを得ないというふうに思います。

現在、収入未済額が6億2,000万円ほどあって、それについて現年分と過年分を含めて分けて計上されておりますが、特にその上の不納欠損額のほうでは、固定資産税がほぼ72%を占めていますよという指摘があっていますが、これは監査報告書の中で指摘をされておりますが、現状として、特に固定資産税の関係で相続がなかなかできずに、相続をたどっていても相続放棄をされているということで、なかなかたどり着けないという先ほど何か報告がありましたが、そこら辺の

対処は今現在どうなっているのか、もうたどり着けない場合について処理をするのか、そこら辺の判断というのはどうなっていますか。

○収納課長（山口隆雄） 収納課のほうでは滞納になっている分について、特に固定資産税につきましても、調査をしてはおります。承継事務の会計年度任用職員を一人雇用して、そういう、特に亡くなってから相続人が非常に難解困難な部分があるものについて、調査をしてございますが、判断というか、一つの目安として固定資産税が非常に多額なものです、このまましていると非常に何十万円、何百万円というふうになっていくようなものについては、できるだけそちらを優先して相続、承継の相続人に通知をし、それから通知をしても納付がない場合は、督促をして差押えというところまで行っているところであります。

ただし、ちょっと件数があまりにも多くございまして、全てそういう形で処理ができていくかという、本当にもう何十分の1、何百分の1というような今処理の進め方のスピードはそのような状況でございまして、今委員おっしゃいますいろいろ判断というはあるんですが、それとは別に現年の滞納も私たちは追わないといけないものですから、正直言って全てのものにそういう事務処理が行き届いていることではございません。

○委員（新原春二） そこら辺がかなり困難を期しているところだと思うんですね。今私のほうにいろんな市民のほうからあっているのは、地籍調査で山の関係はもうほとんど薩摩川内市は終わったんですけども、非常に面積が広がって、しかもそれが共有地だというのが結構多くて、その共有地をどうするかという話でいろいろ相談があっているんですけども、とにかくそういう問題については、要するに共有地は共有者の合意でない駄目ですよということで、いろんな話をしているんですけども、共有地で、例えば8人の共有地で一人がもう財産放棄をしているということで、もうにっちもさっちもいなくなっているところもあるんですね。

そうしたときに、それをどうするかということで、今非常にみんな頭を悩ませているんですけども、後々またどうせ収納課には、あるいは税務課にはそういうふうな相談に行くように仕向けるんですけども、そうした案件というのは共有地の案

件、そういう相談が今収納課あるいは税務課にありますか、どうなんですか。

○税務課長（佐多誠一） 今の新原委員がおっしゃられました共有地の問題につきましては、本市としましては大変苦慮しているというのが、もう実情でございます。そのために、相続人の調査というのがどうしても大変な事務になりますので、今年度から相続人調査業務嘱託員を専門員を一人増員しまして、戸籍の追跡に努めているところでございます。

実際的に共有地の部分につきましては、どうしても地方税法上、連帯納税義務というのがございまして、共有の一番例え持分の多い方とか、そういう方たちをお願いしているところでございますけれども、なかなか徴収が難しいという御相談がたくさんございますので、そうした場合には共有者の全員の方々の合意の下に納付書を、例えばさっき8人という場合には8人の方に、8人の合意の下に8人の方に納付書を分けてお送りしているという実情でございます。

でも、先ほど実際的には難しい部分が本市だけではなくて全国的な問題でございますけれども、今年の4月に御存じだと思います、民法等の改正する法律ができましたので、2年以内に施行というふうになっております。その効果という部分についてはなかなかすぐに見えない部分はございますけれども、これからまたガイドラインとか出てくると思いますので、それを見ながらまた少しでも共有地のそういう部分につきましては、問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

○総務部長（田代健一） 今御質問の共有地の問題については非常に根が深いというか、幅が広うございまして、税務課のほうとしては課税の観点でしか関われないんですけれども、やはり根本の部分というのは土地の所有権に関することで、行政のほうが関わっていけないような部分もございまして、非常に難しい問題になっております。

対応としては、税務課長から説明がありましたとおり、現行の地方税法の範囲内でできるだけ課税の意思があつて納税義務があられる方に課税ができるような方法を取っているんですけれども、現制度の中では非常に限界があつて難しいところでございます。

そういった中で、法律等の改正がある中で、登

記が義務づけられるというような動きがございませぬけれども、こちらやはり所有者の方で登記の変更というのはしていただかないといけませんので、またそういう法改正による期限等が迫ってまいりますと、いろんな相談等が来るかと思われませぬけれども、税務課といたしましては、課税の観点からできるだけそういった未登記地の解消には努めていきたいというふうには考えております。

○委員（新原春二） 非常に難題が、ここは薩摩川内市だけではなくて、全国的にそうなんでしょうけれども、しかし、収納するとなれば、本市がしなければならぬわけですので、そういう意味では、これからどんどん世代が変わっていった相続がなかなか難しくなってくる、そういったことで国が今度、相続義務を義務づけるということがありますので、ここを契機として財産の相続をきちんと市民的にならしめないといけないということがあると思いますので、そこら辺の法律改正があつてからいろいろ指導するのか、こういう今改正案が出ていますよということで指導するのか、そこら辺の指導の在り方も含めて、ぜひ御検討をいただきたいと思います。これ要望です。

○税務課長（佐多誠一） 先ほど私の回答が漏れました。新原委員のほうから、例えば共有の方で一人例えば相続された場合という御質問がございましたけれども、そうした場合には、どうしても連帯納税義務でございますので、放棄された分につきましては、その持分につきましては、ほかの方々にどうしても我々としてもお願いという形で納付のお願いをしているところでございます。

○委員（徳永武次） ちょっと教えてください。

徴収管理費で納税お知らせセンター運用業務委託というのがございますよね。これは外部委託ですか。

○収納課長（山口隆雄） はい、外部委託です。

○委員（徳永武次） 個人情報で何かトラブルとかそういうのはないですか。

○収納課長（山口隆雄） もちろんそういう個人情報につきましては、そういう漏えい等がないようにした形の契約を取っておりますし、外部委託と申しましても、収納課の隣の部屋で電話連絡や通知をしていることでございまして、特にまたそういうトラブル等は今のところありません。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、契約検査課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）契約検査課の決算状況の概要を御説明いたします。決算附属書の29ページをお開きください。

契約検査課は、建設工事等の入札・契約に関する事務のほか、工事等の検査を実施するとともに技術指導を実施しております。

令和2年度の取組でございますが、まず、（1）の入札・契約運営委員会に関することでは、54回開催し、252件を審議いたしました。

次の（2）の工事及び工事に係る調査、測量、設計等の入札に関することでは、41回、324件を執行。（3）の入札等監視委員会の開催に関しましては、2回新型コロナウイルスの影響により書面審査になりましたが、開催いたしまして、入札・契約に関する事項についての調査・審議をいただいたところです。

（4）の工事等の検査に関することでは、453件、79億2,236万1,864円につきまして、検査を実施いたしました。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○契約検査課長（園田克朗）それでは、まず初めに、歳出につきまして御説明いたします。

決算書の101ページをお開きください。

2款1項14目契約管理費の支出額は、1,779万2,568円で、主な支出内容は、入札等監視委員会委員の報酬、土木積算システムソフトウェア保守委託ほか9件、電子入札システム共同利用負担金ほか2件でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

決算書の25ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料で契約検査課分は、備考欄の下から12行目、工事施工証明手数料620円でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（中島由美子）次は、防災安全課の審査に入ります。

まず、決算の概要について危機管理監の説明を求めます。

○危機管理監（佐多孝一）防災安全課の令和2年度の決算の概要について御説明申し上げます。

決算附属書の26ページを御覧ください。

初めに、1の交通安全対策の推進につきましては、交通安全思想の普及高揚、交通事故防止の推進、交通安全教育の充実などの交通安全対策とし、交通安全協会や警察など関係団体等と連携し、各種交通安全行事を、また大綱心の交通安全プロジェクトとし、免許証の自主返納者へのタクシーチケットの交付や、FMさつまさんだいを活用した広報を実施いたしました。

次に、2の防犯対策の推進につきましては、防犯思想の普及を図り、市民生活に危険を及ぼす犯罪や事故のない明るい社会環境づくりのため、地区コミュニティ協議会などに防犯用品の配布や青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール活動に対する補助を行うなど、地域と協働して犯罪や事故のない明るい社会環境づくりを推進いたしました。

また、（3）では、犯罪防止等に寄与すべく国道3号西方小前交差点ほか3か所に防犯カメラを設置したところでございます。

次に、3の自衛官募集につきましては、広報薩摩川内への募集記事掲載や懸垂幕等を作成・掲示し、自衛官募集に努めたところでございます。

27ページを御覧ください。

4の空家対策事業につきましては、管理不全な空き家に対し、関係課と情報共有し所有者等に適正な維持管理を促しました。

次に、5の災害予防応急対策その他の防災業務につきましては、（1）災害予防応急対策その他

の防災業務としまして、まずは自分の命は自分で守るという意識を高めていただくため、シェイクアウト訓練や自主防災組織の結成・訓練実施の支援を行いました。

また、原子力防災対策としましては、研修会、出前講座を開催したところでございます。

次に、(2)の原子力防災等訪問事業としまして、防災行政無線の戸別受信機の使用方法や不具合の確認、避難行動要支援者へ避難支援制度の説明等行ったところでございます。

最後に、6の防災行政無線通信施設の維持管理につきましては、屋外拡声放送施設、地域コミュニティ無線放送施設、戸別受信機の維持管理を行ったところであります。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の87ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち本課分は、88ページの備考欄下段にあります自衛官募集事務費でございます。

次に、99ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち本課分は、100ページの備考欄下段のほうです、丸印、交通安全対策費と102ページの備考欄上段、丸印の防犯対策費でございます。

次に、183ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち本課分は、184ページの備考欄中ほどにあります丸印、災害予防応急対策費のうちの米印、防災安全課分と186ページ備考欄中ほど、丸印の防災行政無線通信施設管理費でございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。決算書の25ページをお開きください。

14款1項8目消防使用料のうち本課分は、26ページの備考欄中ほどに米印防災安全課分としまして、下甕地域の緊急避難施設の敷地等にあります電柱等の行政財産使用料となっております。

次に、37ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金のうち本課分は、38ページの備考欄中ほどにあります米印防災安全課分、こちらは自衛官募集に係る募集事務地方

公共団体委託金となっております。

次に、45ページをお願いいたします。

16款2項7目消防費補助金のうち本課分は、46ページの備考欄中ほど、米印防災安全課分としまして、原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金と原子力発電施設緊急時安全対策補助金でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

18款1項10目消防費寄附金のうち本課分は、58ページ、備考欄の下段のほうでございます。米印防災安全課2,000万円でございますが、こちらは株式会社CGC様より昨年7月豪雨の災害への寄附金として、避難所におけるテントやベッド、ラジオ等を購入するもので、こちらは令和3年度に繰越明許設定をしております。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入の本課分は、64ページ、備考欄、中ほどより少し下のほうでございますが、米印防災安全課分として、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金返納金と全国市長会防災・減災費用保険金でございます。

最後に、財産に関する調書についてですが、決算書336ページ中ほどに防災安全課分としまして、県防犯協会及び県暴力追放運動推進センターの出捐金を記載しておりますので、御確認ください。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）先ほど附属書の中で、免許返納が320件に対してチケットを交付したということでしたけど、年齢とか性別とか数字を押さえていますか。ちょっと教えてもらいたいです。

○委員長（中島由美子）分かりますか。言えますか。

○委員（屋久弘文）具体的にあれだったら、80から84とか85とかの刻みでもいいです。

○防災安全課長（堂元光信）対象は65歳なので、その年齢区分ごとで、年齢ごとの区分ではちょっと手元のほうにデータがございません。申し訳ございません。

○委員長（中島由美子）また後で資料ができましたらお願いしていいですか。

○危機管理監（佐多孝一）令和2年度における65歳以上の運転免許証の返納者数、委員が言われたのは年齢までだったんですけど、対象者が65歳以上になりますので、65歳以上につきましては令和2年度は男性が152人、女性が207人、合計359人、これが免許証の返納者数になります、の数字は今の状況でございます。

○委員（屋久弘文）年齢のほうも、すみません。

○委員長（中島由美子）年齢のほうも欲しいということなので、またよろしく願います。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（中島由美子）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

まず、決算の概要について危機管理監の説明を求めます。

○危機管理監（佐多孝一）それでは、原子力安全対策室の令和2年度決算の概要について御説明申し上げます。

決算附属書の28ページを御覧ください。

1の原子力発電所に係る広報調査事業につきましては、原子力発電に関する知識の普及及び施設の安全対策等に関する連絡調整など、川内原子力発電所に係る広報・調査等交付金事業としまして、次の事業を実施しました。

(1)の調査事業としましては、市原子力安全対策連絡協議会の開催、(2)の広報事業では、原子力広報「薩摩川内」の作成・配布の実施、(3)の連絡調整事業では、全国原子力発電所所在市町村協議会の総会を書面表決で行うとともに、国へ要請書の提出や意見交換を実施しました。

なお、それぞれの事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、放射線に係る職員研修、夏休み親子見学会などにつきましては、実施を見送ったところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）まず、歳出につきまして、決算書の105ページを御覧

ください。

2款1項16目原子力対策費の事項、広報調査事業費で、決算額は632万4,663円でございます。備考欄を御覧ください。主な支出は、川内地域自治会文書送達業務委託のほか5件の委託料、全国原子力発電所所在市町村協議会負担金ほか1件の負担金のほか、年4回発行の原子力広報に係る印刷製本費等が主な支出でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。39ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金3節広報・調査等交付金1,024万2,716円、補助率は10分の10で、収入未済額はございません。

なお、この交付金につきましては、先ほど御説明しました広報調査事業費のほか、他課の支出への充当がございます。防災安全課の原子力防災等訪問嘱託員2名分の報酬、及び財産活用推進課所管の本庁及び各支所に設置してございます、環境放射線監視システム表示モニターの電気料に充当いたしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、お知らせが二つあります。山中委員が体調不良ということで早退されましたので、お知らせします。

二つ目に、防災安全課から、先ほどのタクシーチケットの年齢別交付件数の資料が出ましたので、御覧ください。何かあったときは、関係課に願います。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）では、次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、主要施策の成果について説明しますので、決算附属書の162ページをお開きください。1の選挙管理委員会の運営につきましては、選挙管理委員会を計14回開催し、選挙人名簿登録や選挙執行の審議等を行っております。各種選挙人名簿の調整については、資料に記載のとおりです。

2の選挙啓発につきましては、薩摩川内市明るい選挙推進協議会と連携して、小・中・高校の児童生徒への明るい選挙啓発ポスターコンクールや習字コンクールの開催のほか、市長・市議会議員選挙時に合わせて街頭での啓発活動を行っております。また、将来の有権者である子どもたちを対象に、出前授業を小学校2校において実施しております。

3の各種選挙の執行につきましては、鹿児島県知事選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙が7月の12日、薩摩川内市長・市議会議員選挙が10月25日執行されました。投票率は、県知事選挙が54.01%、市長・市議選挙が60%という結果でありました。

次に、決算状況について、歳出から説明いたしますので、決算書の109ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費は、支出済額2,848万481円です。主な支出は、選挙管理委員会委員の報酬及び事務局職員の給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金などがございます。

次に、2目選挙啓発費は、支出済額42万7,540円です。主な支出は、さつま町と構成する明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金や啓発に使用する消耗品等の購入費でございます。

次に、3目選挙費は、支出済額1億3,414万796円です。主な支出は、昨年執行の鹿児島県知事選挙、次のページに記載してあります、薩摩川内市長・市議会議員選挙、その下の丸の鹿児島県議会議員補欠選挙の四つの選挙に要した投票管理者や会計年度任用職員の報酬、投票事務・開票事務従事者の職員手当等の人件費のほか、公営ポスター掲示板の設置撤去業務委託や

備品購入等でございます。

次に、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧表を御覧ください。

選挙管理委員会事務局分は、4ページの一番最後の38番、39番の2件であります。これは、県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の執行上、備品が急遽必要になったため、記載の額を流用し執行したものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

47ページをお開きください。16款3項1目総務費委託金4節選挙費委託金で、鹿児島県議会議員補欠選挙委託金と鹿児島県知事選挙委託金が主なものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御審議願います。

○委員（坂口健太）今、節間流用の件について御説明があったかと思うんですけども、県知事選挙とか県議会議員の補欠選挙に関する費用って、基本、県費とかで出てくると思うんですけども、こちらが節間流用になっている理由と、あと監査意見書を読んでいてもなんですけども、県議会議員補欠選挙に係る印刷製本費等々を予備費から充用されているということの理由を御説明頂ければと思います。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、同じ県の知事選挙、それから県議会議員の補欠選挙が昨年行われたわけですが、事項がそれぞれ別々にありまして、急遽、投票所・開票所における備品が不足したことから、急遽、節間流用で対応したところなんです。

それから、印刷製本費の流用なんですけど、これも執行上、予算が残る見込みがあってその分を流用したということで、急遽、備品が必要ということで流用したということです。

○委員（坂口健太）印刷製本費とか委託料とかも含めて、それぞれ県議会議員の補欠選挙や県知事選挙の執行費に対して、結構、急遽かかった費用が大きいのかなと思うんですけど、もう少し詳しく説明頂けると、急遽必要になった備品等について御説明頂けると助かります。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、急遽備品等が必要になった、購入した備品についてですが、主に記載台、これについて、昨年コロ

ナウイルスがまん延しておりまして、各投票所記載台の間隔を空ける必要がありまして、その分大量に記載台が必要になったということです。それから、あとの機器類については、経年劣化といたしますか、古くなった消耗品、備品等がありましたので、それを使えないということで急遽流用したところです。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

---

#### △会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○会計課長（西本哲郎）それでは、会計課の決算の概要について御説明申し上げますので、決算附属書の146ページをお開きください。1の会計管理費の表ですが、会計課におきましては、会計管理費の1事項のみで、会計事務に要する経費を支出しております。

次に、2の審査出納に関するのですが、（1）令和2年度歳入歳出決算書を調製したところでございます。

（2）の歳計現金、運用基金及び歳入歳出外現金の状況につきましては、毎月開催される例月出納検査に報告しており、日々、現金・基金の確実な保管及び運用と正確・迅速な審査出納事務に努めているところでございます。

（3）では支払証票等の件数を、（4）では金融機関別、（5）ではコンビニ別の取扱件数及び収納金額等をお示ししております。

次に、令和2年度会計課の歳入歳出決算について、歳出から御説明申し上げますので、決算書の89ページをお開きください。上段になりますが、2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、支出済額が2,174万2,129円でございます。

歳出内訳といたしましては、右側の備考欄に記載のとおり、行政事務専門員報酬1名分、コンビニ収納代行業務手数料ほか7件とOCRシステム

機器一式ほか2件が主な支出でございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げますので、決算書の59ページをお開きください。下段になりますが、19款2項1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金でございます。会計課分は、右側の備考欄に記載のとおり161万8,000円で、国民健康保険税収納率向上に係る経費を繰入金として受け入れたものでございます。

次に、61ページをお開きください。上段になりますが、21款2項1目1節預金利子で、収入済額が84万2,273円で、これは、備考欄に記載のとおり、歳計金の預金利子になります。

なお、歳入において、不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

---

#### △公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、公平委員会事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○公平委員会事務局長（茶園勝久）主要施策の成果について説明申し上げますので、決算附属書の163ページをお開きください。令和2年度は、公平委員会に対して、職員からの勤務条件に関する措置の要求等につきましては、いずれもございませんでした。

また、4月と12月の計2回、委員会を開催し、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定及び職員団体の登録事項の変更につきまして、御審議頂いたところでございます。

次に、歳入歳出決算書について説明申し上げますので、決算書の99ページをお開きください。上段になります。2款1項9目公平委員会費の支出済額は10万1,730円であります。備考欄を御覧ください。支出済額の主なものは、公平委員3人分の報酬、全国公平委員会連合会会費等であります。

なお、歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局の審査を終わります。

---

#### △監査事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、監査事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○監査事務局長（茶園勝久）主要施策の成果について説明申し上げますので、決算附属書の164ページをお開きください。令和2年度に実施いたしました主な監査等は、本庁及び8支所、診療所、学校等の定期監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化審査であります。実施いたしました監査等の結果につきましては、議員の皆様にもお知らせしているところでございます。

次に、歳入歳出決算書について説明申し上げますので、決算書の113ページをお開きください。中段になります。2款6項1目監査委員費の支出済額は、3,376万5,338円であります。備考欄を御覧ください。支出済額の主なものは、監査委員3人分の報酬、職員4人分の給与費、全国都市監査委員会会費等であります。

なお、歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局の審査を終わります。

---

#### △企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、企画政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（古川英利）企画政策課の令和2年度決算の概要について御説明申し上げます。

決算附属書の31ページをお願いいたします。

まず、1点目、市政の総合的な企画立案等では、

(1)において、第2次総合計画後期基本計画に基づき、各施策の進行管理、事務事業評価を行いました。また、SDGsの達成に向けた取組を積極的に推進するため、川内青年会議所とSDGsタイアップ宣言を行ったところであります。

(2)において、第2期総合戦略における4分野41事業を集中的に展開しております。

32ページをお願いいたします。(4)個別計画において、令和2年度は辺地計画の見直しを行うとともに、新たに、令和3年度から令和7年度の5か年計画を作成しております。加えて、国土強靱化地域計画を策定したところであります。

(5)において、九州地方電源地域連絡協議会における資源エネルギー庁九州経済産業局への要望を行うとともに、電源立地地域対策交付金を活用し、21事業を実施したところであります。

33ページになりますが、定住促進では、条例を改正し、令和2年度から3年度間、制度を延長、住宅取得補助に丙地域を追加し、50歳未満の子育て世代に特化した制度とするとともに、申請期間について、転入後1年以内から転入後3年以内申請できるように見直しを行っております。

(8)では、空き家の利活用を図るため、空き家バンクの登録とマッチングを実施し、家主、利用者の両者に奨励金を交付しました。

34ページをお願いします。(10)のウの地区振興事業助成金においては、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場、いわゆるエコパーク周辺の環境整備を推進するため、鹿児島県市町村振興協議会の市町村振興助成事業を活用し、3事業4件の事業を実施しております。

大きい柱2点目の甑島振興では、(1)において、関係団体を通じ要望活動を行っております。

(2)では、平成25年の改正離島振興法に基づく離島活性化交付金を活用し、甑島で生産される焼酎、水、製造食品三つの戦略産品及びその原材料等の海上輸送費を支援いたしました。

(3)では、特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用し、甑島の農水産物及びその原材料の海上輸送費の支援を実施しております。

また、(4)甑ミュージアムにつきましては、実施設計を行ったところでございます。

35ページを御覧ください。大きい3点目、特定定額給付金では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による給付金事業を円滑に行ったところであります。

大きい柱4点目の統計調査では、5年度ごとに実施される国勢調査を実施いたしました。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）決算書の91ページをお開きください。

歳出につきましては、2款1項6目企画費の企画政策課分について、備考欄の上のほう、企画開発費は、国土強靱化地域計画策定支援業務委託、地域活性化基金の運用利子に伴う積立金等が主なものでございます。

なお、9節旅費の2万2,000円は、全く執行しませんでした。公学連携の協議等が中止になったためでございます。

次に、その下、甌島地域振興費は、鹿児島県甌島振興協議会一般会計負担金ほか1件の負担金、甌島輸送支援協議会補助金ほか1件の補助金でございます。

同じくその下、土地対策費。土地対策費では、土地対策に係る会計年度任用職員の報酬が主なものでございます。

さらにその下、定住促進対策事業費、定住支援センター業務の行政事務専門員の報酬のほか、次のページお願いいたします。次のページの上段になりますが、記載してございます。定住住宅取得補助金ほか5件の定住関係の補助金、奨学金返還支援基金の積立金でございます。

なお、奨学金返還支援基金については、次年度以降に支出する奨学金返還補助金の原資を積み立てるもので、33人分を積み立てております。

なお、14節使用料及び賃借料の6万円は執行がございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による移住体験のキャンセルによるものでございます。

次は、同じ93ページの上から三つ目の丸、ゴールド集落活性化事業費でございますが、ゴールド集落定住住宅取得補助金とゴールド集落定住住宅リフォーム補助金でございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。備考欄の一つ目の丸、特別定額給付金給付事業費

は、昨年4月に閣議決定された、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、対象者一人につき10万円を給付したものでございます。

以上が企画費でございます。

次は、ページが飛びますが、111ページの下の方になります。2款5項1目統計調査総務費、備考欄、一般管理事務費でございますが、職員5人分の給与費、市町村民所得推計事務委託が主なものでございます。

なお、9節の旅費4,000円は執行がございませんでしたが、会議・研修等が中止になったものでございます。

次に、その下、同項2目基幹統計調査費、備考欄の基幹統計調査費でございますが、国勢調査などの指導員、調査員等の報酬、職員の時間外手当、会計年度任用職員に係る経費が主なものでございます。

なお、8節報償費の15万2,000円につきましては、国勢調査の調査協力に係る謝金として予定しておりましたが、執行がなかったものでございます。

次に、203ページをお願いいたします。10款5項2目文化振興費のうち企画政策課分については、備考欄中段、恐竜化石活用事業費でございますが、甌ミュージアム改修工事実施設計業務委託ほか3件の委託料が主なものでございます。

続きまして、歳入の説明になります。

決算書13ページをお願いいたします。中段の9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、一般的に基地交付金と呼ばれておまして、自衛隊施設の固定資産に関連して交付されたものでございます。

続きまして、31ページの中段になります。15款2項1目1節総務管理費補助金は、対象者一人につき10万円給付した特別定額給付金事業の補助金でございます。

次にその下、同目2節電源立地地域対策交付金は、長期発展対策交付金相当分でございます。

さらに、その下、同目15節離島活性化交付金は、甌島戦略産品海上輸送費に対する助成と甌島ツーリズム推進事業に対する補助金でございます。

次に、その下の同目24節地方創生推進交付金は、地方創生の先駆性のある取組などに対する交付金でございまして、1事業に充当してございま

す。

ページは飛びまして、39ページをお願いいたします。16款2項1目1節総務管理費補助金のうち企画政策課分は、国土利用計画法に基づく土地売買届出に係る事務交付金、土地利用規制等対策費交付金でございます。

次にその下、同目5節電源立地地域対策交付金は、電力移出県等交付金及び原子力発電施設等周辺地域交付金相当分でございます。

さらにその下、同目11節特定有人国境離島振興対策事業交付金は、有人国境離島法に関する事業として、事業に対する補助で、国の交付金を県が受け入れ、市町村には、県補助金として交付されております。

ページは飛びますが、45ページをお願いいたします。下のほうになります。16款2項8目4節社会教育費補助金のうち企画政策課分、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金につきましては、鹿島支所で実施しております恐竜化石活用事業に対する補助でございます。

次に、47ページの一番下になりますが、16款3項1目5節統計調査費委託金は、各統計調査事務に係る委託金でございます。

めくっていただきまして、49ページ、同目6節権限移譲事務委託金のうち企画政策課分は、新たに生じた土地の確認事務に係る委託金でございます。

次に、53ページをお願いいたします。下のほうになりますが、17款1項2目1節利子及び配当金のうち企画政策課分は、地域活性化基金、また、奨学金返還支援基金の利子収入でありまして、基金運用に係る利子収入でございます。

次に、59ページの中段になりますが、19款1項62目1節地域活性化基金繰入金は、総合戦略事業の財源として繰り入れたものでございます。

その下、同項67目1節奨学金返還支援基金繰入金は、奨学金返還支援事業の財源として繰り入れたものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。21款5項4目1節雑入になりますが、企画政策課分は備考欄下のほう、定住促進補助金返納金、県市町村振興協会からの地区振興事業助成金、豪雨災害見舞金、ミニポートピアさつま川内などからの環境整備協力金等でございます。なお、定住促進補

助金の返納金につきましては、3名、36万2,000円が収入未済となっております。

続きまして、336ページ、財産に関する調書でございますが、出資による権利について、企画政策課が所管するものは、上から6行目、土地開発公社への出資金でございます。

次に、基金につきましては、340ページ、上から4行目の地域活性化基金と、2行空けて、奨学金返還支援基金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）3点ほどお尋ねをいたします。

決算附属書の31ページ、みらいアドバイザー事業とかSDGsのタイアップ事業の具体的な取組、令和2年度の具体的な取組の内容をお尋ねをしたいということ。

それから2点目が、決算附属書の33ページ、定住促進補助制度は、使いやすいように、2年ぐらい前ですか制度を見直したと思うんですが、その効果・成果が上がっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから3点目、決算附属書の31ページですが、第1期の総合戦略に関して、総合戦略検証評価委員会というのが開かれたということですが、事業の検証とか評価を行ったということですが、その内容というのは、我々が資料としてもらえるのかどうか。私が一番数字を気にしているのが雇用分野で、例えば六次産業化の補助金で、その補助金を受けた事業者が受けた年から現在に至るまでどのくらいの雇用者数の推移があったのか。そういったのをちょっと把握したいなど個人的に思っているんですが、そういった資料の提供ができるのかどうか、そこら辺りをお尋ねをしたいと思います。

○企画政策課長（上戸理志）まず1点目、みらいアドバイザーにつきましては、川内高校の1年生全生徒、1年生全員と班を組みまして、地域の課題を出してもらいまして、授業の一環ということでタイアップして取組を行っております。広報紙、それから新聞等でも取り上げた内容でございます。SDGsにつきましては、ワークショップを中心に民間の方々、それからJCとの取

組、そういったものを令和2年度は行っているところでございます。令和2年度はタイアップ宣言も12月の28日に行ったところでございます。

質問の2点目の定住促進の補助事業の見直しの成果、第2期が令和2年度から始まりました。先ほど部長からも説明がございましたが、拡充した部分、住宅取得についての甲乙丙の丙地域については成果が出ております。それから、空き家の制約奨励金を令和2年度、2年前に制度改正見直しをしまして、令和2年度から実施しておりますが、こちらについても空き家の制約奨励金は実績がございまして、まだまだこれから拡充を図っていきたいと思っておりますが、空き家については問合せ等も増えております。資料の中では、空き家バンク11件となっておりますが、現在18件ということで、こちらのほうも拡充しながら、やはりよその方々が薩摩川内市に来ると一つのきっかけ、まず住むところ、そういったものをしっかり宣伝できるような魅力ある空き家バンク制度を充実して、さらに成果を出していきたいと考えております。

3番目の総合戦略の検証評価委員会、外部の委員会でございます。こちらにつきましては、毎回、結果についてホームページ等で公表しておりますので、委員の方々から、成果あり、制度の見直しなど、意見も付された中で評価をされております。毎年度、年に1回評価を行っております。その結果につきましては、またホームページ等でも、今年度もありましたが、公表する予定でございまして、昨年度の分については公表してございます。

○委員（屋久弘文）ありがとうございました。先ほどあったように、川内高校でやっているみらいアドバイザーの件については私も新聞記事を読んでいるので、それ以外に何かあったのかなというのあって質問したところでした。

それから、定住促進補助制度については、使いやすい制度に改善をされたということで、成果としても上がっているということですので一安心したところですが。最後の総合戦略については、ちょっとそういうデータがホームページに出てくるのかどうか分かりませんが、ホームページをもう一回見せてもらって、載っていない場合はまた個々に相談をしたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、地域政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（古川英利）決算附属書の38ページをお願いいたします。

まず、大きい柱の一つ目であります、自治会活動支援事業では、557自治会の活動に対する運営交付金を交付するとともに、自治公民館の新築や増改築のための補助金を交付しております。

2点目、市民防犯対策事業では、自治会が設置・管理する防犯灯設置及び保守156件に対し補助金を交付いたしました。

4点目、地区コミュニティ協議会活動支援事業では、地区コミュニティ協議会運営交付金を交付し、コミュニティ主事を配置するとともに、コミュニティの活性化を図るため基本コースで7団体、ビジネスコースで3団体に補助金を交付しております。

5点目、市民活動支援事業では、SSプラザせんだい内に市民活動センターを設置するとともに、スタートアップコースで5団体、ステップアップコースで1団体に補助金を交付いたしました。

39ページをお願いします。6点目、ゴールド集落活性化事業では、重点支援地区補助金など4つの支援事業のほか、167自治会45地区、合わせて212名の支援職員を配置し、ゴールド集落を支援しております。

8点目、地域おこし対策事業では、黒木地区などに延べ5名の地域おこし協力隊員を配置し、地域課題の解決や地域活性化に取り組んでおります。

9点目、小さな拠点推進事業では、大馬越・蘭牟田地区において開催された地区住民によるワークショップ等の支援を、またモデル地区の藤本・藤川地区においては、取り組む実施事業の支援を行ったところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）まずは、歳出から御説明をいたします。

87ページを御覧ください。2款1項2目秘書広報費のうち本課分は、支出済額769万7,361円です。備考欄で説明をいたします。88ページの下から二つ目の事項、文書発送事業費で自治会への広報紙などの文書送達業務の委託料が主なものであります。

続きまして、93ページを御覧ください。2款1項6目企画費のうち本課分の支出済額は、94ページの上から二つ目の事項になります。生涯学習推進事業費、同ページ最下段の事項、地域おこし対策事業費、96ページをお開きください。上から二つ目の事項、小さな拠点推進費の合計で1,630万5,316円になります。

それでは、備考欄で説明をいたします。94ページにお戻りください。備考欄上から二つ目の事項、生涯学習推進事業費の主な支出は、会計年度任用職員1名分の報酬、社会保険料が主なものです。なお、生涯学習の成果発表の機会である生涯学習フェスティバルにつきましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために中止といたしております。

次に同ページ、備考欄最下段の事項、地域おこし対策事業費の主な支出は、地域おこし協力隊員の報酬、社会保険料、隊員募集業務委託等が主なものであります。

次に、95ページを御覧ください。96ページ、備考欄上から二つ目の事項、小さな拠点推進費の主な支出は、小さな拠点づくりを推進するための横展開地区、2地区におけるワークショップに係る事務消耗品等が主なものであります。

ここで、企画費における全額未執行となったものについて御説明をいたします。

91ページをお開きください。11節需用費の食糧費に係る不用額のうち、本課分2万円につきまして、これは全く執行しておりませんけれども、県下19市社会教育・生涯学習主管課長会議の情報交換会での食糧費、それと鹿児島県主催の地域おこし協力隊員交流会に係るものであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議が最終的に中止となったことから不要となり、支出をしなかったものであります。

同節需用費の修繕料に係る不用額のうち、本課

分10万円につきましても全く執行しておりませんが、これは、地域おこし協力隊の住宅や車両の修繕料、これを計上してはしましたが、修繕対応がなかったことから不要となり、支出をしなかったものであります。

次に、101ページを御覧ください。2款1項12目市民相談交通防犯費の本課分の支出済額は、102ページの備考欄上から二つ目の事項、防犯灯管理費で1,328万586円になります。これは、市が管理する防犯灯の移設工事や電気料等の維持管理に要した経費と、自治会などが設置した防犯灯への補助金となっております。

次に、15目コミュニティ費です。支出済額は全額本課分であります。4億2,989万5,592円になります。

備考欄で説明をいたします。102ページを御覧ください。事項、自治会育成費の主な支出は、103ページをお開きください。備考欄104ページの最上段、自治会に対する交付金になります。

次に、備考欄、事項、自治会館施設整備補助費の主な支出は、自治公民館の増改築及び補修に係る38件の補助金になります。

次に、事項、集会所管理費の主な支出は、中野地区集会所屋根雨漏り防止業務委託、上之湯集会所公衆洗い場新築工事、川底集会所空調設備購入などが主なものになります。

次に事項、コミュニティセンター管理費の主な支出は、セントピアと38地区コミュニティ協議会に対するコミュニティセンターの指定管理料、轟地区コミュニティセンター塗装工事などの工事請負費、手打地区コミュニティセンター空調機購入ほか23件の備品購入費が主なものであります。

次に事項、コミュニティ推進費の主な支出は、地区コミュニティ協議会に直接雇用されている7人を除く、市の会計年度任用職員としてのコミュニティ主事41人の報酬、社会保険料と、地区コミュニティ活性化事業補助金、市民活動支援補助金などの各種補助金及び48地区コミュニティ協議会への運営交付金が主なものであります。

次に事項、ゴールド集落活性化事業費は、70歳以上の人口割合が50%以上のゴールド集落を支援するもので、105ページをお開きください。106ページ、備考欄の記載のとおり4種

類の補助金を支出をしております。

ここで、コミュニティ費における全額未執行となったものについて御説明いたします。

103ページを御覧ください。22節補償補填及び賠償金の不用額30万円につきましては、地区コミュニティセンターなど公共施設における事故などに対応するため、全国市長会市民総合賠償補償保険金を準備しておりましたが、事故などによる賠償補償金の支払いが生じなかったために執行をしております。

次に、115ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、本課分の支出済額は169万8,616円になります。

備考欄で説明をいたします。116ページを御覧ください。上から二つ目の米印、地域政策課分で、地域の有効活用を図るために、社会福祉施設から集会所施設に用途変更をして、障害・社会福祉課から地域政策課に所管替えをしました施設に係る消防用設備等保守点検業務委託や施設修繕料が主な支出になります。

次に、183ページを御覧ください。9款1項6目災害対策費の事項、災害予防応急対策費の本課分は、184ページの備考欄の下から二つ目の米印、地域政策課分で、大雨により被害を受けた自治公民館敷地の災害復旧に係る補助金2件を支出をしております。

続きまして、215ページを御覧ください。11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費の本課分は、216ページの備考欄の事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費の上から二つ目の米印、地域政策課分で、台風10号被害による蘭牟田地区コミュニティセンター天井ハッチ取替え修繕のほか2件を支出をしております。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。本課分は1ページの2番と3番の2件であります。

それぞれ説明をいたしますと、2番は、鳥丸地区コミュニティセンター敷地内の樹木が台風などで隣接する民家に損傷を与える危険性があり、伐採を要したことから、記載のとおり81万8,000円を予算流用し執行をしたものであります。

次に3番は、上甕中野地区集会所において、台風10号により屋上防水シートが破損をしたこと

により施設内に雨漏りが発生をしたため、補修工事として予算を計上してございましたけれども、詳細設計の段階で補修面積が広範囲に及び予算に不足が生じたことから、記載のとおり400万1,000円を予算流用し執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況であります。

それでは、次に歳入を御説明いたします。

なお、本課分の歳入に収入未済額はございません。

決算書の15ページを御覧ください。14款1項1目1節総務使用料の本課分は、16ページの備考欄の上から二つ目の米印、地域政策課分として、コミュニティセンター、集会所、セントピアの施設使用料及び冷暖房使用料などになります。

次に、25ページを御覧ください。14款2項1目1節総務手数料の本課分は、26ページの備考欄上から五つ目の米印、地域政策課分としまして、自治会などの地縁団体へ証明書を交付する際の手数料でございます。

次に、47ページを御覧ください。16款3項1目1節総務管理費委託金の本課分は、48ページの備考欄米印、地域政策課分で、鹿児島県の県政かわら版及び県議会だよりの広報紙配布に係る事務委託金になります。

次に、49ページを御覧ください。6節権限移譲事務委託金の本課分は、50ページの備考欄の二つ目の米印、地域政策課分で、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人になりますが、これに係る設立認証事務、縦覧等の県からの権限移譲に伴う委託金になります。

続きまして、53ページを御覧ください。17款1項2目1節利子及び配当金の本課分は、54ページの備考欄で上から四つ目の米印、地域政策課分としまして、市民活動支援基金に係る利子収入になります。

続きまして、59ページを御覧ください。19款1項61目1節市民活動支援基金繰入金は、60ページの備考欄、地区コミュニティ協議会や市民団体の活動補助金などに基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

次に、65ページを御覧ください。21款5項4目1節雑入の本課分は、66ページの備考欄の

上から一つ目の米印、地域政策課分としまして、県環境整備公社の印刷物の年4回の配布手数料のほか、一般財団法人自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業助成金、これは、下甌町長浜地区コミュニティ協議会の備品購入に対する助成になります。

次に、財産に関する調書を説明をいたしますので、333ページを御覧ください。公有財産の土地及び建物の表の中で、本課分は、区分の行政財産の公共用財産・その他につきまして、土地及び建物に減があり、記載をしております。また、区分の普通財産の建物について増減があり、記載をしております。

次に、338ページを御覧ください。右の欄上から四つ目、重要物品現在高の冷暖房・空調機器類、これらについて記載をしております。

次に、340ページを御覧ください。基金につきまして、上から九つ目、市民活動支援基金の現在高を記載しております。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** すみません、一点だけ。ゴールド集落支援職員の配置というて167自治会、それから45地区リーダーを配置していらっしゃるんですけど、大きな成果ってあったですか、何か。あれば一、二点教えてください。

**○地域政策課長（下藺伸一）** 今おっしゃったとおり、167自治会45地区に合計で212人の職員を配置しておりますけれども、総会等に出席したり、あとは道路の掃除とか河川の掃除などになかなか人が足りない、地元だけでは足りない場合に、やはりこの支援員の中には現場、出身地もあるんですけども、そちらに行って手伝いをしたとかという、そういうことで評価は頂いております。

**○委員（徳永武次）** なかなか難しい、今労力だと思いませんか。労力以外に、例えばゴールド集落は生き生きとってきたとか、そういうケースはあったですか。

**○地域政策課長（下藺伸一）** ゴールド集落にはゴールド集落支援の補助金を交付しているんですけども、その際に、例えば申請書の提出を手伝ったりとか、あと当然ゴールド集落の事業にも

参加して、写真を撮ってその実績報告の手伝いをしたりとか、そういう部分で活動していただいております。

**○委員（屋久弘文）** すみません、3点お尋ねをしたいと思います。

決算附属書の39ページ、市民活動センターの利用に関して、ネットワーク会議への登録団体数かな、今どのくらいの団体が登録をされているのかというのをお尋ねをしたいと思います。1点目。

2点目は、昨日、観光・シティセールス課のところで、令和2年度地域おこし協力隊員を二人配置したというのがありましたが、もう済んだことはいいので、今現在、地域政策課あるいは観光・シティセールス課、そういうところを含めて、全部で地域おこし協力隊の隊員というのは何人いるのかというのをお尋ねをしたいと思います。

あと、3点目が、これも附属資料の39ページですが、小さな拠点推進事業というのが、3年ぐらいかけて業務委託をしまして、それが終わってから、それを引き継いで職員がやるというようなことになっていたと思うんですが、今横展開をされている中で、職員が対応している中で、状況はどうなのかというのを少しお尋ねをしたいと思います。その3点。

**○地域政策課長（下藺伸一）** まず、1点目の市民活動ネットワークの加入団体についてですけれども、これは令和3年の8月末現在で、49市民活動団体に加入をさせていただいております。この市民活動ネットワークというのは、御承知のとおり、加入団体が団体間の活動状況の情報を共有したりするために設置している団体でありまして、そのような形で加入をさせていただいております。

2点目です。地域おこし協力隊の人数ですけれども、現在、地域政策課予算の隊員というのが5名活動をしております。それに加えて、観光・シティセールス課予算の隊員が3名、合計の8名が活動している状況にあります。

それから、3点目の小さな拠点の推進状況についてですけれども、今委員がおっしゃったとおり、平成30年からのモデル地区2地区につきましては、民間のノウハウを持った事業者による業務委託をいたしまして、事業実施に向けた地区住民の合意形成のワークショップを計5回開催して、取り組むべき事業を決定をしたところであります。なお、

その際には、本課の職員が全ての会議に参加して、そのノウハウを勉強したところであります。

令和2年度からは、拠点づくりの第1期横展開といたしまして取り組んでいるわけですが、大馬越地区におきましては、その職員がワークショップの開催を進めております。地区の皆さんも熱心に参加されて、これまで4回のワークショップの中で取組の棚卸しから取組の抽出、そして地区でできる取組の決定まで、現在進んでおります。

今後は、11月に開催予定の最終回になりますけれども、第5回の会議で取組の計画を決定して事業の実施につなげていくことといたしております。

**○委員（屋久弘文）** 市民活動センターについては、今コロナ禍ですが、アフターコロナも見据えて、市民活動団体の育成であったり、市域の活性化であったり、あるいは、最大の目的かなと思えますけど、にぎわいの創出というのがあったかと思うので、そういった団体の登録もさらに進むように尽力を頂きたいと、要望です。

それから、地域おこし協力隊については、たしか記憶では十五、六人配置予定だったかと思うんですが、今聞いてみれば半数ぐらいということで、コロナ禍で県外からはやむを得ないのかもしれないんですが、ある程度収束が見えるような段階では、その十五、六人充足するように、募集等また努力を頂きたいなと思っております。

あと3点目の小さな拠点事業につきましては、まさしく民間事業者からノウハウを学んで、学んだノウハウで職員が今度はそれを引き継いで各地域に入ってという、大変厳しい業務かなと思いますが、今大馬越での成果等も聞きましたので安心はしているところですが、横展開がまだ続くと思うので、さらに研さんしていただいて、地域活性化につなげていただければなと思っております。要望です。終わります。

**○委員（川添公貴）** 今出ましたんで、地域おこし対策事業費の1,570万5,495円についてお伺いします。

これが5人にかかった経費だろうと思うんですが、この5人が令和2年度に何をしたのか、どういう実績があったのかを教えてくださいませんか。

**○地域政策課長（下藺伸一）** この5人につき

ましては、可愛地区、平佐西地区、子岳地区、黒木地区、そして西方地区に配置した隊員であります。この隊員の目標というのが……

**○委員（川添公貴）** ごめん、目標を聞いたんじゃないんで、どういう実績があったかというのを聞いているんですけど。

**○地域政策課長（下藺伸一）** 地域の資源を活用して地域を活性化するというのがありますので、可愛地区におきましては、今、川内川の河川敷を使ったいろいろな事業を今進めている段階です。

それから、平佐西地区におきましては、平佐焼の窯跡などその文化財を活用して、いろいろな地区のサロン等に行って、地区の方々に文化財の大切さを教えたりとか、そういう事業に取り組んでおります。

子岳地区につきましても、今後、カフェを開業したりするというのもあるんですけども、まずは子岳地区を知っていただきたいということで、地区の看板を設置したりとか、そういう名所の看板を設置したりとかいう事業を今取り組んでおります。

あと、黒木地区におきましては、竹を活用した竹パウダーであったり、つけ揚げに幼竹を使った商品を商品化をしたりというふうなものに取り組んでおります。

あと西方につきましては、西方の海水を使った塩を商品化したり、あとその塩を使った塩あめ、おかき等を商品化している状況にあります。

**○委員（川添公貴）** 全箇所5か所について話があったんですけど、進行中のものということなんですけど、令和2年度において、どんだけ事業効果があったのか。毎回言うんですけど、いろんな話を聞くんで、私はもともとこの事業反対なんで。300万円も幾らもかけて、地域協力隊で来てるんですけど、アルバイトにいそしんでいるとか、これは自由なんで、契約上。そういう話やら、地区コミュニティ協議会ともめているとか、そういう話。そういうのを聞くんで、やはりかけるお金に対して、きちっと実績が令和2年度においてはこんだけ実績があって、最終的にはこんだけの結論を出すというのを示してもらわないと、これが国庫補助事業なら何じゃ文句言わないんですけど、一般財源ですよ、ここ書いてあるのは。だから、もうちょっと詳しく教えてくださいませんか。可愛

の川内川は聞いています。あそこの今度、河川敷に活用したことを今度やっていこうかという話合いがあるというのは知ってるんですけど。たくさんやっていらっしゃると思うんですけど、これちょっと言わせてもらいたくて。話合いをするのに、2年間300万円払うのであれば、私をアルバイトで雇ってくれんどかい。毎日行きますけど。そういう無駄なんですよ。その年に何かは残していかないと、やはり結果的には残らないです。だから、そこをお聞きしたい。

最後に、あまりこれ以上言うといけないんで、今後、こういう事業は取り組まないこと。これだけは言っておきたいと思います。

**○企画政策部長（古川英利）** 成果ということなんですけども、いろいろなうわさも聞かれているようですが、最終的には各地区コミが受け入れているところが役員の方々ですね、喜んでいただいていると認識しております。令和2年度の取組でいうと、そのプロセスの中でいろんな不満があらわれる部分があったりするんですけども、例えば協力隊終わってから地元の企業にそのまま就職したりしているところがあります。

もう一つ大きな課題は、受け入れているコミュニティ協議会が、自分たちの手足となって人工として協力隊を捉えているところがあって、そこは我々の説明不足というか、理解をさせる活動がまだ足りないのかもしれないかもしれませんが、わざわざよそから来て地域を盛り上げようと来られている人に対する接し方と一緒に方向性を出すというのは課題としてありまして、あと令和2年度のコロナ禍の中でなかなか成果が出せない部分もあるんですけども、同じ目標に向かって頑張っていたらと認識しております。

同じ方向を向かって頑張れなければ、その地区から出ていってもらいたいという声も一部聞いた瞬間もあるんですが、現在のところでは、ちゃんと受け入れていただいているという状況です。

財源として特交措置はあるんですけども、貴重な財源だと思っておりますので、今年度予算頂いておりますので、しっかり成果が出るように努めたいと考えております。

**○委員（川添公貴）** 令和2年度について話をしているんで、今後については先ほど意見言ったんで、曲げるつもりはないんですけど。例えば、喜ん

でもらっているということなんで、西方はどうなりました、西方。

**○地域政策課長（下藺伸一）** 西方の隊員は昨年9月で任期が終わりまして、地元にあります企業に就職して薩摩川内市に定住をしております。商品開発を続けております。

**○委員（川添公貴）** 甌島の観光物産協会にいらっしゃる方もいらっしゃいますよね、たしか。これはちょっとあんたが担当外やったど、それは分かったど。その人は今度自宅に帰られると聞いたんですけど。だから、そういうのを聞いているんで、やはり必ずしもその3年間の間にきちっと成果出してもらわないと、私がお金が無駄だと思うんで、そこ辺をしっかりと精査をしてやるべきだと思います。だから、そういうことができないのであれば、約1,000万円ですよ、3年間で、相当なお金だと思うんですけど。もう一回、いいほうだけ今答弁をされたんですけど、そういう事例に対してどう対応しますか。

**○企画政策部長（古川英利）** 20代、30代の若い人が全然知らない土地に来て、自分の人生をちゃんと新しい人生つくっていかうとする中で、表面上しか見えなかった地元のいろんな思いを受け止めながら、しかも、商品開発をやったり、地域の幅広い人たちに喜んでもらおうとする努力を見とけば、私はこういう制度というのはもっと生かすべきだと思っております。そういう子が来ただけで、地域で喜んでいらっしゃる方も多数いらっしゃいますので。

ただ一方で、議員おっしゃるとおり陰の部分もございまして、そういうのに早く対応しながら、より成果が出るように、私どもも勤務時間だけじゃなくて、いろんな相談に乗りながら地元対策、それから同じ方向性を見せるための理念の共有化というのに努めたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、地域政策課の審査を終わります。

---

△ひとみらい政策課の審査

**○委員長（中島由美子）** では、ひとみらい政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○企画政策部長（古川英利）** 40ページをお願いいたします。まず、1点目、男女共同参画に関することに関しましては、男女共同参画社会についての理解を促すために、各種講座を実施してございます。

キでありますとおり、女性チャレンジ委員会では、令和元年度から取り組んできた地域づくり事業構想を取りまとめ、市長へ報告書を提出していただきました。キでは、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点といたしまして、SSプラザせんだいの1階市民サポートセンター内に男女共同参画センターを設置しております。

次の(2)において、イでは、これから働こうとする女性、今働いている女性を対象にした女性スキルアップセミナー、41ページになりますが、ウでは、事業主、人事労務担当者等を対象にした女性活躍応援セミナーを実施したところでございます。

エでは、市内企業2社を女性活躍推進企業として認定・表彰いたしました。

次に、大きい2点目、少子化対策に関することでありますが、まず補助金として、(1)通学定期券等購入費補助金、それから(2)結婚新生活支援補助金等を支給してございます。(6)では、妊娠を祝福するとともに、子育てにおける経済的負担軽減のため、第3子以降の子どもを妊娠した保護者に対し10万円を支給してございます。

(9)では、市内企業にイクボスを推奨し、長時間労働や男性の家事・育児への参加を促すための出前講座の開催等をしてございます。(10)では、国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児を対象に10万円を支給してございます。

**○委員長（中島由美子）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○ひとみらい政策課長（入枝哲也）** それでは、決算書の91ページをお願いいたします。歳出につきましては、2款1項6目企画費のうち、ひとみらい政策課所管の業務に係る分は9,535万417円です。

それでは備考欄で説明いたします。めくっていただきまして、93ページの上から一つ目の丸、男女共同参画政策費で、主な支出は、男女共同参

画審議会委員16人の報酬、女性活躍応援セミナー企画・運営業務委託です。

めくっていただきまして、95ページ、上から一つ目の丸の少子化対策事業費で、主な支出は、第3子以降妊娠祝金、イクボス実践総合業務委託、新生児特別定額給付金、通学定期券等購入費補助金です。

続きまして、歳入でございますが、決算書の31ページをお願いします。15款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金のうち、ひとみらい政策課分は、地域女性活躍推進交付金129万5,000円で補助率2分の1です。

次に、39ページをお願いします。16款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金のうち、ひとみらい政策課分は、地域少子化対策重点推進交付金173万3,000円で補助率2分の1です。

収入未済はございません。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 簡単に2点だけ教えてもらいたいと思います。

8期の女性チャレンジ委員会が終了したという報告でしたが、9期が始まっているのかなと思っ

ているんですが、そこら辺りの有無と。あと、決算附属資料の41ページ、かごしま出会いサポートセンター登録補助金5,000円の2件、1万円執行されたというような補助事業があるんですが、これはセンターへの入会者が少なかつたのか、補助金の申請者が少なかつたのか、そこら辺りはどういうふうに判断をされているのか教えてもらいたいと思います。

**○ひとみらい政策課長（入枝哲也）** まず、1点目の女性チャレンジ委員会の9期についてですけれども、9期につきましては、今年度新たにスタートしております。5月末にスタートしたんですけれども、なかなかちょっとコロナの関係で、まだ1回しか会合はできておりませんが、メンバーは、新しくまた25名でスタートをしているところでございます。

次の2点目の出会いサポートセンター登録補助金の件数でございますけれども、こちらについては2件だったんですけど、登録自体が少なかつたと

いうのもございます。

○委員（屋久弘文）すみません、そのチャレンジ委員会ちょっと認識不足で、1回はもう会議をされたということなので、また2年間かな、2年間頑張っていたきたいなと思います。

あと、何を言いたいかといえば、この補助金、こんな状況で必要なのかなとちょっと思ったものだから、なきゃなくてもいい補助金かなと個人的には思ったので質問させてもらったところですが、これに対する回答はもう難しいでしょうから、お聞きするだけでいいです。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）出会いサポートセンター登録補助金につきましては、3年間というので始めましたので、令和2年度で終了して、令和3年度からは補助金については実施していないところでございます。

○委員（徳永武次）それと、ちょっと教えてください。結婚新生活支援補助金というのがございますよね。これで結婚に踏み出せない低所得者ということになっているんです。これはどの程度で線引きしてあるんですか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）この補助金につきましては、国の交付金を使った分になりますけども、所得制限につきましては、お二人で340万円未満。お二人の所得が340万円未満という所得制限になっておりまして、年齢制限もお二人とも34歳以下という制限がございます。

○委員（徳永武次）1件で15万円ぐらいですよ、補助金が。もう少しやればと思うんですが。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）こちらにつきましては、国のほうも、我々のほうも、なかなか所得制限のほうで、こういう金額なので申請も少ないということの地域からの意見もございまして、今年度から令和3年度から所得要件が340万円未満から400万円未満に、年齢制限につきましても、34歳以下から39歳以下に拡大されているところでございます。

○委員（徳永武次）国がですね。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）市のほうもそれに合わせて拡大をしております。

○委員（屋久弘文）今のに関連をしまして、今400万円に改定したという、その400万円は所得なんですか、収入なんですか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）こちらに

つきましては、所得400万円未満の形になりますので、いわゆるサラリーマンの年収ベースでいくと、大体550万円程度が所得ベースでいくと400万円未満という形になります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課の審査を終わります。

#### △情報政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、情報政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（古川英利）それでは、決算附属書の42ページをお願いいたします。大きな柱1点目、地域情報化の推進では、（1）において、市が保有する光ファイバーケーブルや携帯電話伝送路等のネットワークを構成する通信制御機器の維持保守及びセキュリティ対策を実施しております。

また、（2）にありますとおり、ライブカメラ、フリースポット等のシステムをホームページ上に公開するとともに、地図情報システム、地域情報システムの維持管理業務を実施したところでございます。

2の電子計算組織の運営管理では、（1）において、市民サービスの提供と効率的な職員業務遂行のため、住民情報、税などのシステムを安定稼働させるとともに、いわゆるマイナンバー制度に適切に対応するためシステムの整備を実施したところでございます。

あと、（2）にありますとおり福祉業務全般のシステムの更新、それから、市民福祉部を中心とした総合窓口業務全般の効率化、サービス向上を図るための総合支援型窓口システムの更新を行っております。

3の内部情報システムの運営管理では、文書管理システム、財務会計システム等を運営する内部情報システムの運営管理業務を実施したところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）決算書85ページをお願いします。備考欄の下から5行目です。歳出2款1項1目一般管理費のうち情報政策課分は、内部情報システムの保守業務委託の委託料と使用料及び賃借料です。

次に、97ページをお願いいたします。2款1項7目情報管理費、支出済額3億7,106万1,838円でございます。

主なものは、地域情報化推進事業費では、既存の情報ネットワーク等維持に係る、本土・甌島間の海底光ケーブルの保守業務を行うための委託料をはじめ、既設の光ケーブルの補修、道路改良工事等に伴う移設工事費等や、国県市町村とネットワーク接続する総合行政ネットワーク回線利用料に係る負担金などです。

次の情報管理費では、基幹系システム等の運用に係る委託料や地方公共団体情報システム機構J-LISの一般事業負担金や職員研修に係る負担金などです。特定個人情報の提供等関連事務の委任に係る交付金につきましては、自治体中間サーバー・プラットフォームの利用負担を交付金で年2回支払いをしているものです。

50万円以上の節間流用、全く予算を執行しなかった節はございません。

続きまして、決算書31ページをお願いします。歳入15款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金のうち情報政策課分は、社会保障・税番号制度のシステム整備に係る補助金です。

次に、53ページをお願いします。17款1項1目財産貸付収入3節財産貸付収入は、本市で整備した携帯電話用伝送路などのNTTドコモへの貸付収入です。

次に、65ページをお願いします。21款5項4目雑入1節雑入のうち情報政策課分は、備考欄の上から10行目になります。水道局から受け入れた水道事業光ファイバ使用受入金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課の審査を終わります。

△広報室の審査

○委員長（中島由美子）次は、広報室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（古川英利）それでは、決算附属書の43ページをお願いいたします。まず、広報広聴活動の充実のうち、広聴活動につきましては、市政モニターからの御意見を頂きながら、9件のパブリックコメントも実施してございます。さらに陳情・要望等50件と御意見箱35件の受付処理を行ったほか、電子メール等の手段を活用した広聴活動を行っております。

なお、市長自ら市民意見を聴くため開催しているまちづくり懇話会は、コロナ禍のため開催を見送っております。

また、(2)についてであります。広報についてであります。月2回の広報紙の発行とともに、視覚障害者対象の点訳広報及び音訳広報の発行、市ホームページ無料配信アプリ「マチイロ」を活用した広報紙の配信を行っております。

このほか、市のホームページの適宜更新を行うとともに、報道機関への情報提供、防災行政無線等の手段を活用した広報を行っております。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○広報室長（川床和代）初めに、歳出を説明いたしますので、決算書の87ページを御覧ください。2款1項2目秘書広報費のうち、広報室分は3,252万3,334円です。

備考欄で各事項の説明をいたします。広聴活動費は、市政モニターと広聴業務に係る事務消耗品費が主なものです。

なお、まちづくり懇話会につきましては、部長からもありましたとおり、令和2年度はコロナ禍の影響により実施することができず、旅費は全額未執行となりました。

次に、広報管理費は広報紙等作成DTP業務委託など4件の委託料、日本広報協会への負担金が主なものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

決算書の65ページを御覧ください。21款5項4目1節雑入のうち広報室分は、備考欄にありますとおり、河川情報表示板の電気料実費収入

金、広報紙等広告掲載収入、広報紙送料等実費収入となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、広報室の審査を終わります。

#### △教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）では、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）では、教育総務課の決算概要について説明申し上げます。

決算附属書におきまして、147ページをお願いいたします。主要なものについて説明申し上げます。2番の施設等の計画的維持管理におきましては、教職員住宅をはじめ小学校、中学校、幼稚園の各管理事業におきまして、所管している施設の修繕及び管理委託等を行っております。

また、令和2年度は学校保健特別対策事業として、新型コロナウイルス感染予防に係ります保健衛生消耗品等の整備のほか、学校再開に伴います学習保障等の支援事業として、網戸の設置や非接触型体温計等の環境整備を実施、幼児教育を実施している市立幼稚園でも感染症対策に係る保健衛生消耗品等の整備を行ったところでございます。

148ページをお願いいたします。ハードの分で、校舎等の計画的整備充実におきまして、小・中学校の諸施設整備において、市比野小学校の屋内運動場屋根等の改修、祁答院中学校のグラウンドの改修工事等を実施、また、幼稚園の同事業では、かのこ幼稚園鹿島分園の遊具等の改修を行ったところでございます。

4番目の社会の変化に対応した教育の推進におきまして、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒の一人1台タブレットの整備をしたほか、学校内の通信ネットワーク等の整備を実施したところでございます。

149ページを飛びまして、150ページをお願いいたします。8となりますが、児童生徒の就

学援助等では、経済的な理由によりまして、就学困難な児童生徒の保護者に対し就学援助を実施したほか、遠距離通学となっている地域におきまして、スクールバス等を運行し、保護者の経済的負担の軽減に努めたところでございます。

続きまして、学校教育課の関係を説明させていただきます。

151ページをお願いいたします。主要施策の成果のうち、1番目、豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実におきまして、小中一貫教育推進事業で、市内12全中学校で、英語教育の充実やふるさと・コミュニケーション科の充実等に取り組んだところであり、外国語指導助手の派遣によりまして、語学指導及び英語授業の改善活性化のほか、英語力向上プラン等を実施いたしました。

また、薩摩川内元気塾を継続的に実施し、新たに学習指導員、スクールサポートスタッフを学校に配置し、新型コロナウイルス感染下におきます臨時休業に伴います学習の遅れ等や感染防止等の軽減を図ったところでございます。

152ページにおきましては、英語に関する発表会等のほか、小学校4年生を対象に実施しておりました甌アイランドウォッチングについて、感染拡大のためやむを得ず中止としたところでございます。

下段の2番目で教育相談体制の充実においては、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に係る相談体制の充実と機能強化を図るため、心の教室相談員の配置、スクールソーシャルワーカーの派遣などのほか、子どものサポート体制事業として、スマイルルームの運営も実施しております。

153ページ、3番目の幼児教育の充実を実施したほか、4番目の児童生徒の健康管理及び体育的活動の充実におきまして、健康診断の実施や日本スポーツ振興センターの共済給付金等の制度を使い、給付を行っております。

最後になりますが、5番目の給食センター、学校給食の管理及び充実におきましては、市内5か所の給食センターにおきまして、安心安全な学校給食の提供に努め、マックスによりますと約8,900人に対して給食を提供しております。また、このため施設整備等におきましては、備品関係において真空冷却器や給食配送車、ガスの炊

飯器等の購入を実施したところであります。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）決算書の185ページをお開きください。10款1項1目教育委員会費の支出済額は239万7,049円で、備考欄の事項、教育委員会費に記載の教育委員4名の報酬等であります。

次の、2目事務局費の支出済額は4億2,751万1,388円で、事項、事務局管理費では、学校司書補業務専門員や教育委員会事務局職員の人件費及び学校ごみ収集業務委託などであり、次の事項、奨学育英事業費は、給付型の奨学資金としての特別奨学資金の支給等であります。

同ページ、3目教育振興費の教育総務課分の支出済額は1,792万5,008円で、備考欄の三つ目の事項、教育育成費は、離島高校生修学支援費の支給を行っております。

次の189ページの備考欄二つ目の事項、漁村留学制度事業費はウミネコ留学制度に要するもので、実施委員会への業務委託料が主なものであります。

同ページ下段、4目教職員住宅管理費の支出済額は2,818万7,206円で、教職員住宅管理業務委託等が主なものであります。

191ページ、2項1目小学校管理費の支出済額は4億225万8,795円で、小学校等での学校主事等の人件費、光熱水費、施設管理業務委託等が主なものであります。

なお、国の補正事業を活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク、消毒液、非接触体温計、網戸などの消耗品費や二酸化炭素測定器、テント、長机等の備品購入を実施しました。

次に、同ページ下段、2目小学校教育振興費の支出済額は9億8,172万1,746円で、事項、小学校教材備品整備費は、体育用備品や家庭科等の教材備品購入を、事項、小学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づく顕微鏡や気体測定器等の理科・算数備品の購入を、事項、小学校扶助費は、スクールバス運行に係る人件費やバス運行業務委託、就学援助費等の給付が主なものであります。

事項、小学校近代教育設備費は、国が進めるG

I G Aスクール構想に基づき、学校内の通信ネットワークの高速・無線化等の整備工事や、児童一人1台のタブレットパソコンの備品購入が主なものであります。

次に、193ページ、3目小学校建設費の支出済額は1億614万9,229円で、事項、小学校諸施設整備費では、市比野小学校屋内運動場屋根等改修工事など、調査・設計業務委託、改修工事等が主な内容であります。

次に、同ページ下段から197ページにかけては、中学校費及び幼稚園費の決算となっております。小学校費と同様に、施設の維持管理・運営、教材備品購入やスクールバス運行事業、就学援助費、施設整備費等のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業や中学校での通信環境等整備、タブレットパソコン整備を実施いたしました。

次に、213ページをお開きください。11款3項2目現年単独文教施設災害復旧費は、水引中学校高圧受電設備改修など、大雨や台風被災の復旧工事が主なものであります。

215ページをお開きください。4項1目現年公用・公共施設災害復旧費での教育総務課分の決算額は409万6,980円で、台風10号被災による手打幼稚園倒木除去など、幼稚園・教職員住宅の災害復旧に要するものです。

歳出の内容は以上となります。

続きまして、流用についての説明をいたします。別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。本課分は3ページの22番から4ページの36番の15件であります。

22番から26番は、国の補正事業を活用し、小学校での新型コロナウイルス感染症対策事業として補正計上しました事業ですが、備品購入費で予算計上しておりました網戸購入は、需用費の消耗品費での執行が適正と判断したことと、網戸やアクリルパーティション等の消耗品費の学校要望が、見込みより多かったことによる予算流用であります。

27番と28番も感染症対策に関するものでありますが、遠足等の校外学習時のバス増便分も補助対象になることが、補正予算成立後に通知を受けましたことによる流用であります。

29番は、新年度の教室増に伴う机、椅子の備品購入費に不足が生じたことによる流用で、

30番は、スクールバス運行におきまして、バス委託を予定しておりましたが、タクシー借り上げでの執行が適正と判断したことによる使用料及び賃借料への流用であります。

31番から34番は、小学校費と同様に、中学校での感染症対策事業で需用費、消耗品費に不足が生じたことによる流用であります。

4ページの35番は、幼稚園のスクールバス運行におきまして、バス委託を予定しておりましたが、タクシー借り上げでの執行が適正と判断したことによる流用で、36番は、台風被災による教職員住宅や幼稚園での復旧で、需用費の修繕料に不足が生じたことによる予算流用であります。

続きまして、歳入決算について説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。14款1項7目教育使用料の1節小学校使用料から3節幼稚園使用料は、施設敷地内の行政財産使用料が主なものであります。

29ページ、上段の2項7目1節教育手数料は諸証明手数料で、教職員住宅車庫証明手数料であります。

次に、35ページ、15款国庫支出金2項8目1節小学校補助金は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金は、学校内の通信ネットワーク高速・無線化等整備に要する補助金で、次の備考欄の学校保健特別対策事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク、消毒液等の整備補助金で、公立学校情報機器整備補助金は一人1台のタブレットパソコン整備に活用したものが主な歳入内容であります。次の2節中学校費補助金も同内容であります。

37ページの6節教育総務費補助金の教育総務課分は、離島高校生修学支援補助金であります。

次に、45ページをお開きください。46ページの16款県支出金2項8目1節教育総務費補助金の内容は、備考欄、教育支援体制整備事業補助金は、幼稚園における感染症対策への補助金で、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、ウミネコ留学制度に係るものであります。3節中学校費補助金は、備考欄に補助金名が記載してございますが、県内での修学旅行でのバス増便分に対します県独自の補助でありました。

49ページの一番下になります、県委託金の1節教育総務費委託金は、県の地域改善対策高等

学校等奨学金の返還事務に関する権限移譲委託金であります。

53ページ中段になります。17款1項1目1節土地建物貸付収入の教育総務課分は、教職員住宅の貸家料などであります。

55ページ中段の2目1節利子及び配当金の教育総務課分は、学校教育施設整備基金など3基金からの利子収入であります。

57ページの上段になります。備考欄に教育総務課分が記載しておりますが、2項財産売払収入2目1節物品売払収入の教育総務課分1万円は、閉園しました高城中央幼稚園のピアノ1台の売払収入です。

同じページの中段下、18款寄附金1項8目1節教育費寄附金は、小学校寄附金として、個人5名様と1団体様から、中学校寄附金として、個人2名様より御寄附を賜り、図書や学校備品を購入させていただきました。

59ページ上段の19款繰入金1項7目1節特別奨学基金繰入金は、特別奨学基金の充当財源としまして同基金から繰り入れたものです。

73ページは雑入になります。備考欄の中段下からになります。21款諸収入5項4目1節雑入のうち教育総務課分は、備考欄の中段から次のページにかけて表示しておりますが、会計年度任用職員等の雇用保険料個人掛金や学校屋内運動場電気料実費収入などが主なものであります。

歳入は以上であります。

続きまして、財産に関する調書についての説明をします。

土地及び建物につきましては、333ページに記載しております。また、340ページから次のページにかけて、学校教育施設整備基金、特別奨学基金、奨学資金貸付基金について記載しております。

○学校教育課長（玉利勝美）まず、歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の187ページをお開きください。10款1項3目教育振興費の支出済額1億9,776万3,134円のうち、学校教育課分は1億8,108万8,684円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知能検査・学力検査業務委託及び学習支援員並びにス

クールサポートスタッフの報酬です。

事項、教育研修費の主なものは、市立学校教職員研修補助金が主なものですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため研修を自粛したため執行はございませんでした。

事項、教育育成費は、英語技能検定料、特別支援教育支援員報酬でキャリア・プログラミング教育実施事業業務委託が主なもので、甌アイランドウオッチング事業補助金については、新型コロナウイルス感染症拡大により中止としております。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助手4名分の報酬と3名分の外国語指導員派遣業務委託費であります。

次に、教育研究費の学校教育課分は189ページをお開きください。事項、教育研究費は、市内全ての中学校におけるコミュニティスクールに係る委員の報酬と旅費が主なものであります。

事項、心の教室相談員配置事業は、中学校に配置した相談員の報酬が主なものです。(39ページの発言により訂正済み)

事項、子どものサポート体制整備事業費は、スマイルルーム(適応指導教室)における指導員の報酬が主なものです。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料となっております。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語サポートティーチャー報酬、小中一貫教育に伴うバス借り上げ料等が主なものです。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーの報酬、旅費等が主なものです。

次に、191ページをお開きください。学校保健費になりますが、5目学校保健費は支出済額5,613万7,968円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、部活動指導員及び学校医・薬剤師等報酬、幼児・児童・生徒及び教職員健康診断委託等が主なものです。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒分の共済掛金及び災害共済給付金であります。

197ページの下段、幼稚園教育振興費になりますが、4項2目幼稚園教育振興費の支出済額

1,462万5,151円のうち、学校教育課分は623万3,123円で、甌島地域での預かり保育の保育士報酬と幼稚園給食費補助金が主なものでございます。

次に、給食センター費になりますが、211ページをお開きください。中段、6項3目給食センター費は、支出済額4億1,658万1,657円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、給食センター管理費は、川内学校給食センター給食調理業務委託など、五つの給食センターの維持・運営に係る委託料、同じく給食センターに係る消耗品費、修繕料などの需用費が主なものであります。

事項、給食センター施設設備整備費の主なものは、下甌・樋脇学校給食センターのボイラー及び下甌学校給食センターの消毒保管庫等の備品購入費であります。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の節間流用について、学校教育課はございませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。下段の13款2項3目教育費負担金の3節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒の保護者負担分であります。

続いて、25ページをお開きください。中段の14款1項7目5節保健体育使用料の行政財産使用料の学校教育課分は、給食センター2か所の自販機、九電柱と太陽光発電の屋根貸しに係る使用料でございます。

続いて、35ページをお開きください。下段の15款2項8目教育費補助金の1節小学校費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

へき地教育整備補助金は、準へき地における新小学校1年生の心臓検診に係る経費の補助で、補助率は3分の1であります。

上段の同じく2節中学校費補助金の学校教育課分は、へき地教育整備補助金です。ただいま説明しました小学校と同じく、準へき地における新中学1年生の心臓検診に係る経費の補助で、補助率は同じく3分の1であります。

37ページをお開きください。6節教育総務費補助金の学校教育課分を御説明いたします。理科

実験アシスタント配置事業補助金は、複式学級の理科の実験をサポートする支援員の経費が対象となり、補助率は3分の1であります。

続いて、47ページをお開きください。上段の16款2項8目教育費補助金5節保健体育費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、下甌学校給食センターにおける備品購入の経費が対象となり、補助率は10分の8となっております。

市町村立学校給食休止に伴う納入業者支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症のための市町村立学校の臨時休業に伴う学校給食の休止により、食材の廃棄を行った納入業者に支援が対象となり、補助率は県6分の2となっております。

部活動指導員派遣推進事業補助金は、教員に代わり部活動の部活動指導員に経費が対象となり、補助率3分の2となっております。

続いて、49ページをお開きください。同款3項7目3項教育費委託金1節教育総務費委託金の学校教育課分は、スクールサポートスタッフ配置事業委託金と学びの保障のための教育体制整備事業委託金で100%の委託事業となっております。

21款5項4目雑入1節雑入における学校教育課分は、75ページの上段の4件です。

まず、学校臨時休業対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月分の臨時休業に伴う学校給食の中止により発生した経費等が対象で、県の学校給食会からの補助で、補助率は食材費に係る補助が4分の3、衛生管理に係る補助が3分の2です。

電気料実費収入金は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入金です。

預かり保育料は、甌島地域市立幼稚園4園での預かり保育事業に係るものです。収入未済はございません。

日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけが等に対する災害給付金です。

以上が歳入でございます。

333ページにあります財産に関する調書のうち、学校教育課分・給食センターについては記載してあるとおりでございます。

**○委員長（中島由美子）** ここで、一時休憩します。再開は、おおむね15時30分とします。

~~~~~  
午後3時 9分休憩
~~~~~  
午後3時28分開議  
~~~~~

○委員長（中島由美子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ちょっと一つ訂正があるそうですので。

○学校教育課長（玉利勝美） すみません、先ほどの説明の中で、189ページに記載のございました、心の教室相談員の配置事業につきまして、相談員の「賃金」という形で御説明いたしました、正しくは「報酬」ということですので、おわびして訂正をいたします。よろしく願いいたします。（38ページで訂正済み）

○委員長（中島由美子） よろしいでしょうか。

それでは、ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） まず、教育総務課に質問します。

決算附属書の149ページ、奨学資金貸付基金運用状況の表の中で返還免除額24万円というのがあるんですけど、返還免除というのはどういう場合に免除をされるのか、具体的に教えてもらいたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 基金の運用の状況の中で、返還免除24万円の内容ということなんですが、この返還免除の24万円の減額は、過去の貸付者の方から代理人を通じまして、時効援用の申出による債権消滅手続がなされたことによる減額になります。

[「分かりやすく」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） もうちょっとお願いします。

○教育総務課長（大濱浩一） 貸付けを受けていらっしゃった方が、返済能力あるいは資力がなくならない状態になられたということを弁護人の方を通じて、もっと詳しく言うと、自己破産をされたことによりまして、弁護人の方を通じて、民法上による債権消滅の手続をなされたことによる減額になります。

○委員（屋久弘文） よく分かりました。

それでは、今度は学校教育課に質問させていただきます。

決算附属書の153ページ、一番下ですけど、過去に施設設備の整備の中でボイラー、下甌と樋脇学校給食センターに2台取替えられたんだと思いますが、この上の表の中で県の支出金1,263万600円というのがありますが、県補助金なのか支出金なのか分かりませんが、これは電源交付金を充てたということですかね。そこをちょっと確認をさせてもらいたいということが一件。

それから、決算資料の1の38ページ、この上の表の中で二つ似たようなのがありますが、学校給食食材費補助金というのが二つ目と四つ目にあるんですけど、収入補助金として給食会が受け入れて、支出も補助金として給食会が出しているという、見方でいえばそういう見方になるんですが、多分、食材等調達されていた業者へ補助金を流されているんだと思うんですが、この業者数とかそういうものを押さえていらっしゃるのかなと思って、そこをちょっとお伺いしたいな。その補助金をその業者に流すときの算定みたいなのがあったのかなというのを、そこをちょっとお尋ねをしたいなと思います。2件お願いします。

○学校教育課長（玉利勝美）給食センター所長に回答させます。

○主幹（吉永義郎）それでは、お答えいたします。

まず、樋脇給食センターのボイラー設備、そして下甌等の整備ですけども、これは下甌地域においては特定離島事業を利用しております。

そして樋脇センターのボイラーにつきましては、電源立地地域対策交付金を利用しているところで

あともう一件の給食返還事業等の業者数という御質問でしたので、お答えいたします。

まず、川内学校給食センターに係る業者数が、主食の業者、野菜等の業者とありますけども、5者であります。5者に対して対象になっているところでもあります。

入来・祁答院学校給食会の分におきましては、主食業者など4者の業者に対してが補助対象となっています。

上甌島の学校給食会に関しては1者、下甌島に関しては2者、樋脇に関しては3者、これらが食材等の供給における部分の給食停止に伴う補助金

対象となっています。

あと算定なんですけども、算定におきましては、全額それらの購入経費にかかった部分の全額が対象経費になるんですけども、そこが県の補助金の率等によって決定をされるという仕組みになっております。

○委員（屋久弘文）県の補助金の範囲内で通常の納入状況なんかを参酌しながら決めているというような感じの理解でいいんですか。

○主幹（吉永義郎）緊急な給食の停止ということになりますので、これまでかかってきた、給食のために準備した食材の全額が対象となるということです。

○委員（屋久弘文）コロナ対応の業者の支援だと思つたので、細かい話をするつもりはなかったんですけど、補助金で出されていたので、補助金として、幾業者ぐらいに対して補助をされたのかというのが確認をしたかっただけですので、今の回答で結構です。

○委員（新原春二）学校教育課のほうに、英語教育の関係で薩摩川内市、結構力を入れて取り組んでもらっておりまして大変ありがたいんですが、昨今、去年の4月の段階が、結構コロナの発生があつて、外国人助手ALTの関係の調達がどうだったのか、計画どおり派遣をしてもらえたのか。かなり数が少なくなったという話は聞いているんですけども、そこがどうだったのかをお知らせいただきたい。

もう一つは、小学校教育における英語支援員、これは全校で6,326時間というふうになっていますが、何人ぐらいの支援員が指定をされて、その方々が恐らく1校じゃなくて、何校か受け持ちになっていらっしゃると思うんですけど、最高何校ぐらいを一人で持っていらっしゃるのか。そこら辺の数をちょっと教えていただけませんか。

○学校教育課長（玉利勝美）まず、昨年度のALTの関係ですけれども、本来、任期としましては、昨年度の7月で雇用が期限ということでしたけれども、コロナ関係の部分もありまして、1年延長という形で、私どもが契約しておりますJETプログラムの4名がそのまま1年間契約を延長したという形で、本年7月末をもって入替えという形になってございます。

なお、新しく今回招致しますALT4名につき

ましても、アメリカあるいはイギリス等からの派遣を今準備しておりますけれども、派遣が正式に決まっておりますAL Tがアメリカから2名とイギリスから2名を派遣頂く予定ですが、まだこちらへの来日予定等が立っていない状況でございます。一応、現在決まっているアメリカからの2名につきましては、早い方で11月から勤務を頂ける予定というふうになっております。

それから、小学校の英語教育のアシスタント支援員ですけれども、ESTと呼んでおりますけれども、現在のところ16名を雇用している状況でございます。雇用条件としましては、月曜日から金曜日、1日当たり2時間から3時間程度の勤務をしていただいているところです。16名ということですので、当然、掛け持ちをしていただいている現状もございまして、多い方で4校ほど持っていたいただいているという現状があるということでございます。

○委員（新原春二） AL Tの関係については、コロナの中で帰れない、また来れないという状況が発生をして、7月で大体4人が期限が終わって帰国されたのかどうか。それで、また新たにアメリカからは11月しか来れないということでありますよね。英国からはまだ決まっていないということですが。その間の今までの英語教育についてはAL Tを中心に、小学校であれば支援員を先生方のサポートとして入れていたということであるんですけども、このAL Tの運用の在り方について、学年別に違って来るんですよ。今まではAL Tは頑張ってもらった、今年はAL Tは少ないよというようなことでアンバランスが生じることがあると思うんですけども、そこら辺のサポートというのは何か考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（玉利勝美） AL Tという形では、私どもJETプログラムという制度と、それからインタラックという制度がありまして、インタラックの制度としまして今3名、これは継続で配置をしている。そして、各学校で活動していただいているという現状が、3名分についてはあります。ただ、御指摘頂きましたように、JETプログラムの4名の方は、それぞれこの7月をもちまして帰国あるいは他県あるいは他市への転居等も含めて、現在、私どもとしては協力を頂けない現状が生じております。そこら辺りも含めまし

て、今JETプログラマーの招致を仲介していただく業者というか企業には、できるだけ早い配置をお願いしたいということっておりますけれども、現在のところ、配置が、先ほど申し上げたように、早くて11月からということですので、特に中学校におきましては、英語担当の教員、それから小学校におきましては、先ほどありましたようなESTの方々も活用しながら、現状としては今英語教育を進めていただいているという状況でございます。

○委員（新原春二） 年度によって、コロナの関係ですけども、アンバランスが生じることもあるんですけども、できるだけそこら辺を全体カバーできるような体制をぜひ今年度についてはつくっていただきたいということと、ESTの関係については、16名が市内の小学校にずっと2校、3校受け持ちながらやっていたらいいんですけども、相対的にこのESTの関係については充足はされているんですかね。それとも、まだちょっと不足しているんですか。そこらの状況はどうですか。

○学校教育課長（玉利勝美） 今16名ということで、これはこれまでと昨年度、一昨年度と同じような人数で配置、時間数も同様な形でしておるところですけども。そもそもこのESTにつきましては、小学校の学習指導要領が昨年度変わる等で、小学校のそれまで薩摩川内市ではいろいろな学習の計画を立てて独自にやっていたものが、新しく学習指導要領が変わったことによって、学習内容も変わっていくということでの、薩摩川内市では先取りした形でのそういった支援をしていただくという目的の中で配置した経緯がございます。

本来の目的から申し上げますと、ESTの方々も支援をしていただくのは非常にありがたい制度ではあるわけですけども、当初そういった、まずは小学校の教員自身が英語をこれから教えていかなきゃいけない、そういう立場にもある中で、新たに英語という分野が入ったことによって、今までは支援員の方々からいろいろと手助けをしていただいていた部分が、少しずつ今後はやはり学校の教員がきちっと授業ができていくような方向への見直し等々も考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところです。

したがいまして、これまでなかなか英語教育という部分で、小学校の教員がこれまでなかった分野でもありますので、いろいろな戸惑い等も実際現場としてはあると思いますけれども、こういったE S Tの方々とこれまでの関わり、あるいはA L Tも含めた関わりの中で、将来的には小学校の教員が英語の授業を担えるような資質向上も考えていく必要があるというふうを考えているとでございます。

○委員（新原春二）理解しました。非常に生きた英語をこれから子どもたちに触れさせないかんということで、やっぱりA L Tの影響というのは大きいと思うんですね。子どもたちはA L Tの方々になつて、英語を習いたいといった、発音がなかなか外国に行った人は別でしょうけども、なかなか発音が取りにくいということで、非常にこのA L Tの皆さんの発音に対して、子どもたちは非常に敏感に接しているようですので、ぜひここは充足をしていただいて。また、小学校の支援員については、先ほど課長から言われましたように、小学校の先生自体が英語を教える教育を受けていないというのがあって、今からそれが必修になってくるんでしょうけども、今の現状としては、なかなかまだ英語を教えるシステムを習っていないということがあって、非常に不安な生活をされているということがありますので、支援員を十分活用されて、日常の英語の教育に支援員を、当面はやっぱり支援員に加勢をもらわないかんですから、支援員の方々にぜひ頑張ってもらって、小学校の英語教育をさらに進めていただきたい。要望しておきます。ありがとうございました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

△文化課の審査

○委員長（中島由美子）次は、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）文化課の決算概要

について説明申し上げますので、附属書の156ページをお願いいたします。主要施策の成果ということではありますが、1番目の文化財の調査保存整備及び活用の部分になりますが、郷土芸能保存奨励事業補助金を47団体に交付、また、川内大綱引の国指定に向けました調査報告の取りまとめのため調査委員会を開催したところであります。加えまして、日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会事業を実施しております。さらに、埋蔵物文化財の発掘調査では、個人住宅の建築に伴います発掘調査のほか、久見崎軍港跡の本調査を実施したところであります。

2番目ではありますが、入来麓伝統的建造物群保存地区の保存整備におきましては、保存地区におきます石垣修景補助のほか、街なみ環境整備事業としまして、三十三観音塔道路整備事業を実施いたしました。

157ページをお願いいたします。飛びますが、主なもの5番目の芸術文化活動の推進におきましては、芸能祭、トンボロ芸術村・ふれあい交流事業、はんやジュニア大会等を実施いたしました。

6番目、文化施設の整備等運営の充実におきましては、川内・入来の文化ホールのほか、歴史資料館、各郷土館、まごころ文学館の管理運用を実施したところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）それでは、まず歳出から説明いたします。

決算書の199ページをお開きください。10款5項2目文化振興費のうち、文化課分の決算額は2億5,109万531円であります。

右側備考欄で主なものを御説明いたします。事項、文化財保護事業費の主なものは、文化財保護審議会委員報酬、201ページになりますが、万葉の散歩道に係る除草、草刈り業務委託ほか20件の委託料、万葉の散歩道藤棚設置工事、郷土芸能保存奨励補助金ほか2件の補助金などになります。

次に、備考欄の事項、伝統的建造物群保存整備事業費の主なものは、審議会委員報酬、三十三観音塔道路整備工事、伝統建造物群保存地区補助金などになります。

事項、清色城跡保存整備事業費の主なものは、

清色城跡に係る草刈り・伐採業務委託などになります。

次に、事項、文化振興事業費の主なもの、芸能祭公演業務委託など4件の委託料、薩摩川内市民まちづくり公社文化事業推進補助金ほか3件の補助金などになります。

事項、文化ホール管理費は、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理料、入来文化ホールの高圧気中開閉器取替え工事ほか1件の工事、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月22日から5月6日までの間、臨時休館したことに伴いまして、その期間に使用予定の前納された使用料10件の還付などが主なものになります。

次に、事項、歴史資料館管理費は運営協議会報酬、203ページになりますが、樋脇郷土館の行政事務嘱託員の報酬、川内歴史資料館、下甌郷土館の指定管理料、樋脇郷土館内薫蒸処理業務委託ほか7件の委託料、台風10号で被災しました下甌郷土館の入り口工事などになります。

事項、川内まごころ文学館管理費の主なものは、運営協議会報酬、指定管理料などになります。

一つ飛びまして、旧増田家住宅管理事業費の主なものは、入来麓旧増田家住宅指定管理料などがあります。

次の事項、天辰寺前古墳管理費の主なものは、天辰寺前古墳公園除草・草刈り業務委託になります。

次に、50万円以上の節間流用について御説明いたしますので、別冊の議会資料の50万円以上の節間流用一覧の4ページをお開きください。4ページの37番になります。37番の文化振興費の流用は、入来麓街なみ環境整備事業の街路灯整備のための設計業務委託の予算が不足したため、工事請負費から委託料に流用したものでございます。

50万円以上の流用は1件になります。

以上が歳出になります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。14款1項7目4節社会教育使用料のうち、文化課分につきましては、川内歴史資料館、まごころ文学館、川内・入来文化ホールの入館料、使用料などになります。

次に、35ページをお開きください。15款

2項8目4節社会教育費補助金は、このページの一番下から37ページにかけてになります。

まず、入来麓街なみ環境整備補助金につきましては、三十三観音塔道路整備と石垣修景補助に対するもので、うち三十三観音塔道路整備分は、令和元年度からの繰越しになります。補助率は50%になります。

37ページの国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、入来麓の石垣修景補助と古墳調査、大綱引の民俗文化財調査に対するもので、石垣修景補助の補助率は65%、その他は50%になります。

なお、この節の収入未済が641万2,000円ありますが、これにつきましては、入来麓街なみ環境整備事業の街路灯整備につきまして、令和3年度に繰り越したものになります。

45ページの下の方になります。16款2項8目4節社会教育費補助金のうち、文化課分の伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、入来麓地区の石垣修景補助に対するもので、補助対象経費の5.2%の補助率になります。

47ページの特定期島ふるさとおこし推進事業補助金は、トンボロ芸術村事業に対するもので、補助率70%になります。

51ページの下の方になりますが、3項7目5節社会教育費委託金は、文化財保護法に関する事務に係る県の権限委譲交付金になります。

次に、51ページの真ん中ほどですが、17款1項1目1節土地建物貸付収入の文化課分は、53ページのこの節の備考欄の最後になりまして、入来麓の普通財産の土地の電柱貸付料になります。

次に、75ページをお開きください。21款5項4目1節雑入の文化課分につきましては、75ページの備考欄の下の方になります。川内文化ホールの電気料実費収入金、各郷土史の実費販売収入。例年と異なりますのは、備考欄の文化課の4行目になりますが、久見崎軍港跡埋蔵文化財発掘調査等委託業者負担金でございまして、株式会社九州電力からの負担金になります。

以上が歳入になります。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

333ページのこの表の下の方になりますが、普通財産のうち土地1筆1,254.32平方メー

トル、建物の木造のうち3棟分、101.48平方メートルの増をそれぞれ計上しております。これは、入来麓地区内の土地建物につきまして、東京在住の方から寄附があったものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 2点質問させてください。

さっき、財産活用推進課で聞いたら、文化課で聞いてくれということだったので、川内文化ホールが3月末で閉館しましたけれども、実際、令和2年度1年間で文化ホールを維持管理するためにかかった経費というのは、幾らだったのかというのが1点目。

それから、決算附属書で156ページの一番下になりますが、旧増田家住宅等管理事業費の中に、旧増田家住宅と入来の郷土館と図書館の入来分館の3施設分の指定管理料がまとまっているのかどうか、確認したいということ。具体的には、決算書の204ページに旧増田家住宅等管理事業費ということで995万1,000円、決算が上がっているんですが、要はこの中に入っているのかということ。入っているんだしたら、入来郷土館だけの指定管理料というはおおむね幾らになるのか。きれいに分けてないのかもしれないけど、お尋ねをしたいなと思います。

何でこんな話をするかということ、覚えておられるか分かりますけど、総務文教委員会の中で郷土館に土足で入れるようにできないかということで、よくよく聞いてみれば、掃除が大変だとか、手が回らないとか、そういう話があって、清掃委託を見ていったんですけど、樋脇郷土館の清掃委託は22万8,732円、安いような気がしますけど、出てきましたけど、入来郷土館の分が何も出てこないの、ひょっとしてここに入っているのかなと思ったところで、確認をしたかったので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○文化課長（堀切良一） まず、1点目の川内文化ホールの令和2年度の管理費についてですが、これにつきましては約3,000万円ほどかかっていたと。人件費を除いてですが、3,000万円ほどかかっていたというふうに理解しております。

もう一点、2点目の旧増田家住宅の指定管理料

の中に郷土館と図書館も入っているのかということにつきましては、確かにおっしゃるように、3つの施設を併せて指定管理をしているとでございます。

そのうち入来郷土館分の委託料について、申し訳ありません、細かい数字を持ち合わせておらずに回答できません。申し訳ありません。

○委員（屋久弘文） 指定管理料3館まとめてのお金だと思うので、案分になるのか何になるのか分かりませんが、おおむねの数を後でいいので教えていただきたいなと思います。あらかじめ質問する内容も聞いてなかったでしょうし、分かんないと思ったことも、私もそうだろうなと思いがら質問しているところですけど。さっき言ったような事情があるので、ちょっと聞きたいので、調べて教えてもらいたいなと思っているところです。

川内文化ホールについては、いわゆる3,000万円ぐらいが、簡単に言えばSSプラザさんだいのほうに移っているの、令和3年度以降は要らないという考え方でいいんですか。

○文化課長（堀切良一） 今申しました3,000万円ほどにつきましては、確かに令和3年度は計上されておられませんので、先ほど申し上げましたように、これは人件費は除いた部分の額でございます。

○委員（坂口健太） 1点教えてください。入来文化ホールの高圧気中開閉器の取替えとか高圧ケーブルの取替えと、急々にやらないといけないようなものだったのかというのを教えてください。

○文化課長（堀切良一） この気中開閉器につきましては、もう一点、ケーブルの取替え工事も二つございまして、あの施設が平成7年に建設しまして、その当時に設置したものでした。それを今回交換工事しましたのは、電気保安関係の点検で指摘を受けまして交換したものでございます。

○委員（坂口健太） 取り替えないといけないということは分かるんですけども、予備費を充用されていることで、補正予算で計上できなかったのか。なぜ予備費を充用されたのかということでお示しいただきたい。

○文化課長（堀切良一） この交換につきましては、令和3年度の当初予算の編成のときに分かったものですから、令和3年度の当初予算で要求したんですが、緊急性があるということで、令和

2年度の予備費を流用させてもらって取替え工事をしたものでございます。もし早めにしないと電気の事故が起きるといふ指摘だったものですから、そのように予備費充用させていただきました。

○教育部長（上大迫 修） 課長が述べたとおりなんです、こういう高圧の気中開閉器の事故がありますと、その施設だけじゃなくて周りの停電が発生したりとかありますので、急ぐ必要があったことから、当初予算での要求等も視野の中に入れてたんですが、至急に対応すべきということで予備費の充用を財政当局にお願いしました。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、社会教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修） 社会教育課、公民館の関係の決算概要について説明申し上げます。

附属書をお願いいたしまして、154ページとなります。主要施策の成果ということになりますが、1番目の社会教育の充実におきまして、社会教育分野の職員等を配置し、社会教育委員会の開催のほか、域内に配置してあります公民館の運営等として社会教育の推進に努めたところでございます。

二つ目、2番目の各種教育活動の充実におきましては、成人教育事業として、PTA等の社会教育団体に対し補助金等を支出し、団体の育成に努めたところであります。

なお、家庭教育学級の講演会や研修などにつきましては、コロナ感染拡大のため中止となった部分がございます。また、幼稚園、小・中学校においても、家庭教育学級を企画開催したところでありますが、コロナの関係で講習会、研修会については、やむなく中止をした部分が発生しております。

155ページでございます。3番目の青少年の健全育成におきましては、青少年フレッシュ体験

事業は中止となりましたが、青少年育成市民会議によりますポスターや標語の表彰及び展示、薩摩川内学校応援団、学校ボランティア事業での支援、子ども会育成会協議会への補助等は予定どおり実施したところでございます。

なお、成人式につきましては、可能な限りの感染防止対策を講じながら、二部制の導入によりまして、本年1月に竣工しましたSSプラザでの開催をいたしました。

また、少年愛護センター事業では、青少年の電話相談、街頭補導などを行ったところでございます。

次に、中央公民館の決算概要となりますので、158ページをお願いいたします。1番目の中央公民館の管理並びに2番目の地域公民館の管理では、中央公民館、各地域公民館の適切な維持管理に努めたところでありますが、各公民館での主催講座開催の状況を御覧頂きたいと思っております。また、学びネットセンターでのパソコン操作に係る相談や学習の実績についても下記にお示ししたとおりでございます。

なお、再三申し上げておりますが、各公民館等での事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、4月下旬から一定期間臨時閉館をしたことに伴い、前期の講座等の中止が目立ったところでございます。

○委員長（中島由美子） 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○社会教育課長（松田哲美） まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の199ページをお開きください。10款5項1目社会教育総務費は、支出済額1億7,820万4,883円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、社会教育管理費の主なものは、社会教育委員16人、社会教育指導員等13人の報酬及び職員17人分の給与費等であります。

事項、社会教育振興費の主なものは、PTA連合会運営補助金ほか2件の補助金であります。

事項、青少年対策費の主なものは、少年愛護委員延べ92人、及び青少年教育指導員4人に係る報酬、放課後子ども教室事業「峰山放課後子ども教室」業務委託ほか2件の委託料、青少年育成市民会議運営補助金ほか1件の補助金が主なもので

あります。

203ページをお開きください。次に、同じく3目公民館費は、支出済額1億1,358万8,645円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、中央公民館費の主なものは、職員二人分の給与費、中央公民館・中央図書館清掃業務委託ほか13件の委託料、中央公民館トイレ改修工事ほか1件の工事請負費などです。

205ページをお開きください。事項、地域公民館費は、公民館業務を担う行政事務専門員4人分の報酬、樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託ほか32件の委託料、東郷公民館高圧電気設備更新工事ほか3件の工事請負費が主なものです。

以上が、社会教育課に係る令和2年分の歳出の決算でございますが、50万円以上の節間流用はございません。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、23ページをお開きください。14款1項7目教育使用料の4節社会教育使用料のうち、備考欄の一番上が社会教育課分で、中央公民館・地域公民館の施設使用料及び電柱等に係る行政財産使用料です。

45ページをお開きください。16款2項8目教育費補助金の4節社会教育費補助金のうち、備考欄の2行目が社会教育課分で、かごしま地域塾推進事業補助金は、峰山地区で実施しました放課後子ども教室事業に係る補助金です。

53ページをお開きください。17款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入で、社会教育課に係るものは、備考欄の下から4行目、貸付料は中央公民館の3台分の自動販売機に係るものです。

75ページをお開きください。21款5項4目雑入の1節雑入で、社会教育課分は備考欄の中ほどのところにあります。1行目、2行目の水道料金還付金、下水道料金還付金は、上甑公民館の漏水に伴う還付金で、それ以外の主なものは、中央公民館及び地域公民館に係る市民大学講座受講料及び電気・水道料実費収入金などです。

なお、歳入に関して、収入未済金はございません。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

○委員（屋久弘文） すみません、簡単に2点お尋ねをします。

すてきびとの登録状況を一点。

それから、先ほど各公民館の利用回数等の表の説明がありましたが、下甑公民館はなくなって、今は今回、下甑支所の拡張区域に入っていると思いますが、地域公民館がないのは下甑だけという状況があるんですけど、市として将来的な構想があれば教えてもらいたいということ。

それから、158ページの表の、余談ですけど、下のほうの各公民館での主催講座開催状況の中に下甑に人数が入っているんですけど、公民館がないんだけどなど思いながら見ているところでした。以上3点。

○社会教育課長（松田哲美） まず、1点目ですけれども、すてきびとの登録状況ということですが、令和3年3月末現在で56名になっております。

下甑公民館の関係ですけれども、活動についてということですのでよろしいですよ。

○委員（屋久弘文） さっき言った、公民館自体がないんだけど、市として、ない公民館を今後どう考えているのかなということですよ。

○社会教育課長（松田哲美） 確かに下甑公民館が今はない状況です。それを今後どうするかということですが、これは公民館だけではなくて、市が持っている全ての公共施設について、公共施設の再配置ということで、今後の使い道、必要な施設の集約あるいは統廃合、そういったものを考えていかなければならないので、その全体の計画の中で今後検討していかなければならないものだと考えております。

それともう一点の、実際活動している、下甑のほうで活動実績がいろいろ講座の実績が上がっているということですが、これは確かに公民館はないんですが、既存のコミセンであったり、公民館であったり、そういったところを使って活動していただいているということになります。

○委員（屋久弘文） 公共施設の再配置計画とか個別計画とかいうのはよく分かっているんですが、私が言いたのは、老朽化したらほかの施設に移ってもらうとか、そういうのがうたわれてはいるん

だけれども、地域公民館はほかの地区にはちゃんとあるのに、下甌は壊してあとがないんだけど、それでいいのかとか、その代わりにどこを利用するとか、そういった計画というか、教育委員会としての方針は持っているのかということだけです。造るの造らんのかという話じゃなくて、それだけ聞ければいいんだけど。

○社会教育課長（松田哲美）今のところ、具体的な計画は持っておりません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子）次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）では、中央公民館の決算の概要について説明申し上げます。

附属書の160ページをお願いいたします。主要施策の成果に関してということになりますが、1番目の図書館の管理運営に関することでは、市民に親しまれ、市民生活に役立つ図書館づくりを目指しまして、利用者目線に立った図書資料の整備充実及び市民生活の課題に対応した館内展示に努め、おはなし会事業等の読書推進活動等も積極的に実施いたしました。

このほか移動図書館車によります巡回サービス、各地域公民館との連携、インターネット等の活用等によりまして、市内全域で図書館サービスを提供したところであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、入館者、貸出利用者、貸出冊数ともに減少したというふうに認識しております。

160ページ下段になりますが、視聴覚ライブラリーの管理運営に関することでは、視聴覚教育の振興のため、保有します機材、教材の適切な維持管理や貸出し、おでかけ図書館の開催等によりまして利用促進を図ったところであります。併せまして、シニア向けスマートフォン講座のほか、各種講座等を開催し、視聴覚教育の知識普及に努

めたところであります。

なお、視聴覚ライブラリーへの事業参加につきましては、コロナの影響等を受け大幅に減少したほか、おでかけ図書館等について一部中止したところが出たところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○中央図書館長（尾崎菊一）まず、歳出について説明をいたします。

決算書は、205ページを御覧ください。10款5項4目図書館費で、支出済額8,627万3,347円でございます。備考欄中ほどになります。事項、図書館管理費の主なものは、図書館協議会委員6人の報酬、本土の2分館の行政事務専門員二人の報酬、中央図書館職員3人の給与費、中央図書館窓口等業務委託ほか3件の業務委託、備品購入は、一般図書及び児童図書の購入、それから、鹿児島県図書館協会負担金ほか1件の負担金であります。

次に、207ページを御覧ください。5目視聴覚ライブラリー費で支出済額45万2,601円であります。備考欄4行目になります。事項、視聴覚ライブラリー費の主なものは、視聴覚ライブラリー運営審議会委員5人の報酬、備品購入が視聴覚教材1件、それから鹿児島県視聴覚教育連盟負担金であります。

全く執行しなかったものは、視聴覚ライブラリー費、12節役務費、通信運搬費と手数料で、教材の発送と暗幕貸出しがなかったため、郵便料とクリーニング代に支出を要しなかったものであります。

次に、歳入を説明いたします。

決算書は77ページになります。21款5項4目1節雑入です。備考欄6行目になります。中央図書館分は、郷土史等販売収入金及びコピー代実費収入金でございます。コピー代は、中央図書館に設置のコイン式コピー機の実費収入金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）決算附属書を準備いただきまして、159ページをお願いいたします。主要施策の成果ということになります、1番目に、少年自然の家運営及び施設の維持管理におきましては、利用者の安全性向上を図るため、庁舎の警備、浄化槽管理などの業務委託を実施しますとともに、プレイホールの絶縁改修及び自動火災警報設備の修繕等を実施したところであります。

二つ目に、事業に関することですが、新型コロナウイルス感染予防のため、事業を厳選する中、冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊等の主催事業を実施し、また、一般成人の生涯学習を支援する事業としまして、てらやまんちホットサロンの実施や地域青少年健全育成指導者の指導力向上を目指した地域指導者養成講座も実施いたしました。令和2年度の利用団体につきましては、182団体、延べ研修人員は7,378人となったところでございます。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）まず、歳出について説明いたします。

決算書の207ページをお開き下さい。10款5項6目少年自然の家費決算額は、1億373万6,926円です。内容につきまして、備考欄に従い説明いたします。

少年自然の家管理費につきましては、指導員7名、施設管理補助員1名、養護教諭業務専門員1名、栄養士業務専門員1名、少年自然の家運営協議会委員の各報酬、職員7名の給与費、庁舎清掃作業等の委託料、備品購入費、プレイホールの絶縁改修工事請負費、公用車で交通事故に係る損害賠償金が主なものです。

また、少年自然の家事業費につきましては、冬のアドベンチャー事業等に係る施設使用料及びレ

ンタカー賃借料です。

50万円以上の節間流用はございません。

続きまして、歳入について説明いたします。

歳入未済額はございません。

決算書の23ページをお開きください。14款1項7目教育使用料4節社会教育使用料の中の少年自然の家使用料では、42万2,150円の収入がございました。また、行政財産使用料としまして4万210円。これは、NTTドコモ携帯電話中継基地局及び食堂カストルの自動販売機、九州電力の本柱、支線の設置使用料でございます。

次に、77ページをお開きください。4目雑入1節雑入といたしまして、冬のアドベンチャー参加実費徴収金12万7,320円、電気料実費収入金6万1,087円、コピー代実費収入金9,020円の収入がありました。

なお、この電気料は、自動販売機、食堂、携帯電話中継基地局電気代の実費収入金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）すみません、説明があったのかもしれませんが、予算書の208ページにある交通事故の損害賠償金310万7,926円（発言する者あり）前ですか、我々なる前。すみません、1期生で分からなかったものですから、簡単に教えてください。事故の内容。

○所長代理（後藤満博）では、答弁させていただきます。

囑託員が大小路3号線におきまして、横断歩道中の老人を軽自動車であらゆるドアミラーのところで接触事故を起こしたということで、横断歩道上の事故であったために100%の過失があるということで、その半年程度治療にかかったために要した費用でございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、議事調査課の審査に入ります。

まず、決算の概要について局長の説明を求めます。

○事務局長（道場益男）決算附属書の175ページを御覧ください。

令和2年度は、定例会が4回と臨時会が2回開催されております。本会議の日数、委員会の開催日数、案件の処理件数等につきましては記載のとおりであります。

○委員長（中島由美子）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）まず、歳出について御説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。1款1項1目議会費で支出済額2億6,648万68円であります。備考欄を御覧ください。一つ目の丸の議会活動費につきましては、議員の皆様への報酬、期末手当、共済負担金、費用弁償、政務活動費が主なものであります。

次に、二つ目の丸で議会管理費につきましては、会計年度任用職員一人の報酬、事務局職員8人の職員給与費、議会だより印刷のほか3件の印刷経費、本会議及び委員会反訳業務委託のほか6件の業務委託、会派室用プリンター7台の備品購入、全国市議会議長会負担金のほか6件の負担金が主なものでございます。

なお、予算の流用はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わりますが、次に、歳入について御説明いたします。

決算書の77ページをお開きください。21款5項4目雑入でございまして。備考欄の上から三つ目の米印が議事調査課分でございまして。

タブレット端末通信料個人負担分で収入未済はございません。これは、タブレット端末に係る通信料の個人負担分として、議員各位に約6分の1相当を負担していただいているものでございます。

また、令和2年7月豪雨の災害に対し、県及び九州市議会議長会から見舞金を歳入いたしました。

○委員長（中島由美子）ただいま説明がございましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第95号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、議事調査課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任頂きたいと思っております。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（中島由美子）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任頂きたいと思っておりますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉会

○委員長（中島由美子）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 中 島 由 美 子